



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	セグメント別財務報告をめぐる米国会計基準設定構造の特質
Author(s)	米山, 祐司
Citation	経済學研究, 34(3), 106-151
Issue Date	1984-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31661
Type	departmental bulletin paper
File Information	34(3)_P106-151.pdf



セグメント別財務報告をめぐる

米国会計基準設定構造の特質

米 山 祐 司

一 序

現在の高度に発達した情報化社会の中において、企業が公開する情報は、社会の幅広い経済活動の上で必要不可欠なものとなっており、企業を取巻く多くの人々の意思決定に重要な指針を提供している。それゆえ、公表される企業情報は、企業の財政状態および経営成績を正確にかつ適正に報告していることが求められる。このような企業情報に対する社会的要望は、企業情報を規定する会計基準の設定およびその適正性に対する強い社会的関心となって現われてきている。

現代の社会においては、その経済活動の複雑さあるいはその規模と領域の拡大から、多様な企業情報が日々新たに求められてきている。ゆえに、会計基準もそれに応じた新たな対応が常に要求されているのである。特に、米国においては、その時々々の企業情報に対する多方面からの要望を、会計基準の設定過程における圧力構造の中で個別会計基準に反映させてゆく傾向が強い。

従来、米国の会計基準設定においては、基準内容の論理適合性よりも、会計基準設定における利害関係団体間の政治的バランスが強い影響を与えてきていた。1960年代から1970年代にかけての投資税額控除の論争、原油、ガス生産会社のコスト処理をめぐる論争など、その例は枚挙に遑がない程である。米国の政治は、「衝突と妥協 (conflict and compromise)」と「力の均

衡 (balance of power)」の上に成り立っていると云われるが¹⁾、その言葉はむしろそのまま米国における会計基準設定の場に当て嵌まると言えよう。

このような会計基準設定過程の性格により、米国の会計基準はその時代的あるいは社会的会計問題を迅速に反映してゆく面がある一方で、利害関係の複雑さゆえに選択基準の統一化が難しく、基準内容が政治的に決定されかねないのである。それゆえ、その会計基準設定過程の理解と把握なしに個々の会計基準を検討することは不可能である。

本稿では、会計基準設定の過程と、その時代的背景を会計基準設定構造として捉え、米国におけるセグメント別財務報告基準の設定構造の検討を試みている。わが国でも、企業経営の多角化や国際化が拡大し、1977年には証券取引法で連結財務諸表が制度化されたことにより、米国の連結およびセグメント別の二元的ディスクロージャー制度に対する関心が昂まっている。しかし、安易にその導入を図れるものではない。それは、米国のセグメント別財務報告が、今世紀初頭からの長い連結財務諸表制度の経験を土壌に、1960年代から1970年代にかけての強い時代的ないしは社会的要望を具現するものとして誕生してきたからである。しかも、連結財務諸表制度自体は、依然として現在の企業ディスクロージャー制度の基本的枠組として一般化

1) 山田正喜子『ロビイングー米国議会のパワーポリティクス』日本経済新聞社、1982年、7ページ。

しており、個別会計基準を包摂するものとして機能しているのである。

わが国でも、米国のセグメント別財務報告について多くの研究がみられるが、基準内容の紹介と検討が中心的関心となっており、セグメント別財務報告に対する時代的および社会的要望の性質ならびにその基準設定過程の分析が軽視されがちである²⁾。しかし、会計基準が新たな企業情報に対する要望に呼応して設定され、しかもその設定過程において多くの利害関係団体の意向と行動が重要な影響を与えている状況を認識するならば、米国の会計基準を研究する上でこのような領域を研究対象とすることの重要性は明らかである。

本稿では、セグメント別財務報告をめぐる会計基準設定構造の検討に主眼を置いているが、その把握を容易にするために連結財務諸表制度の展開における設定構造も同様に取り上げることで、その構造的変化を示している。以下の二において、連結財務諸表制度およびセグメント別財務報告における会計基準設定構造の概観を示し、併せて連結財務諸表制度の生成と発展を述べる。三、四、五においては、セグメント別財務報告の基準設定構造を、その時代的背景と基準設定過程に分けて詳述したい。

二 連結財務諸表制度の展開における会計基準設定構造

1. 米国会計基準の性格

- 2) ただし、末尾一秋『事業別財務情報会計』森山書店、1979年では、セグメント別財務報告の基準内容にとどまらず、その設定過程に対しても幅広くかつ綿密な分析が加えられている。また、田中良三「セグメント別報告書の生成過程とその背景」『商学討究』第27巻第1号、1976年7月、32—47ページは、特に基準設定過程からのアプローチをとった研究であり、嶋木実「部門別財務情報の公開とその有用性について——米国における多角経営企業の部門別外部報告会計を中心として」『彦根論叢』第169・170号、1974年11月、168—186ページおよび同「部門別外部報告会計の発展とその問題点」同、第172号、1975年3月、19—37ページでは合併および企業経営の多角化の分析を通してセグメント別財務報告が検討されている。

米国の会計基準はわが国と異なり、統一的あるいは体系的な集大成としては存在していない。『一般に認められた会計原則 (GAAP)』の名の下に表わされる会計基準は、日々追加、修正がなされている。それは、ある特定の時代に会計専門家の間に広まっていたことが、その時代の『認められた』会計原則あるいは実務となったからに他ならない³⁾。

会計基準設定の権限は、1934年証券法 Section 19ならびに1934年証券取引法 Section 13 (b)に基づいて証券取引委員会 (SEC) に属している⁴⁾。SEC はその権限により Regulation S-X を定め、1933年証券法、1934年証券取引法、1935年持株会社法、1940年投資会社法および1975年エネルギー政策・節約法の下で作成を義務づけられている財務諸表、脚注および附属明細書の様式と内容を規定している。しかし、SEC ではこの Regulation S-X が規定していない領域については、「有力な権威の支持」を有する GAAP に従うことを求めているのである。その現在一般に承認されている GAAP を、Buckley に従ってその権威の序列順に示してみよう。

1. 最上位の GAAP

- 会計研究公報 (Accounting Research Bulletins : ARB)
- 会計原則審議会意見書 (Accounting Principles Board Opinions : APB Opinion)
- 財務会計基準ステートメント (Statements of Financial Accounting Standards : SFAS) および解釈 (Interpretations)

2. 第2上位の GAAP

- SEC および他の規制機関の諸規則
- アメリカ公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants : AIC-

3) John Dearden and John Shank, *Financial Accounting and Reporting*, Prentice-Hall, Inc., 1975, p. 187.

4) John W. Buckley, Marlene H. Buckley and Tom M. Plank, *SEC Accounting*, John Wiley & Sons, Inc., 1980, p. 111.

PA) の会計解釈

- アメリカ公認会計士協会の産業会計ガイド
- 企業による会計実務 (これらは、AICPA の Accounting Trends and Techniques の中に、推奨されるべきものとして紹介されている。)

3. 第3上位の GAAP

- 会計原則審議会ステートメント (APB Statement)
- アメリカ公認会計士協会の会計基準執行委員会から出されている意見書 (AICPA Statement of Position)
- 他の会計専門団体のステートメント
- 会計研究叢書 (Accounting Research Studies of AICPA : ARS)
- 会計に関する教科書および著書⁵⁾

このように、GAAP には多様なものが含まれており、そのほとんどが民間、特に会計士たちの手によっている。GAAP としては最上位と認められている ARB, APB Opinion および SFAS においては、民間会計士団体である AICPA ならびにその前身であるアメリカ会計士協会 (AIA) が、会計基準設定機関として設置した会計手続委員会 (CAP, 1936~1959), 会計原則審議会 (APB, 1959~1973) および財務会計基準審議会 (FASB, 1973~) の各々が公表してきたものである。

CAP, APB および FASB は、GAAP の充実に重要な役割を果たしてきたのであるが、その仕事は単純にこれらの機関だけが担ってきたとは言えない。特に近年においては、会計基準に利害関係を有する多くの集団が、その基準設定過程に介入してくることにより、その集団間のパワー・バランスの上に会計基準が設定される傾向が顕著となってきた。しかも、これらの諸集団の活動は、その時代的背景のもとで、各々の利益を会計基準に最大限反映させることを目的としている。

米国会計基準にみられるこのような性格は、次に連結財務諸表制度およびセグメント別財務

報告基準の設定構造を具体的に扱うことで検討してゆきたい。

2. 会計基準設定構造の概観

米国におけるセグメント別財務報告は、1960年代後半から企業合併運動が急激な昂まりをみせる中で、連結財務諸表による企業情報が企業の財政状態および経営成績を適切に表わしていないとの強い批判が生じ、その改善を図るものとして求められてきた。しかし、連結財務諸表も、正確で適正な企業情報を求める社会的要望のもとで、米国の会計基準および企業ディスクロージャー制度の充実化の歴史と対応しながら、長期に亘る制度化の努力を経て誕生してきたのである。

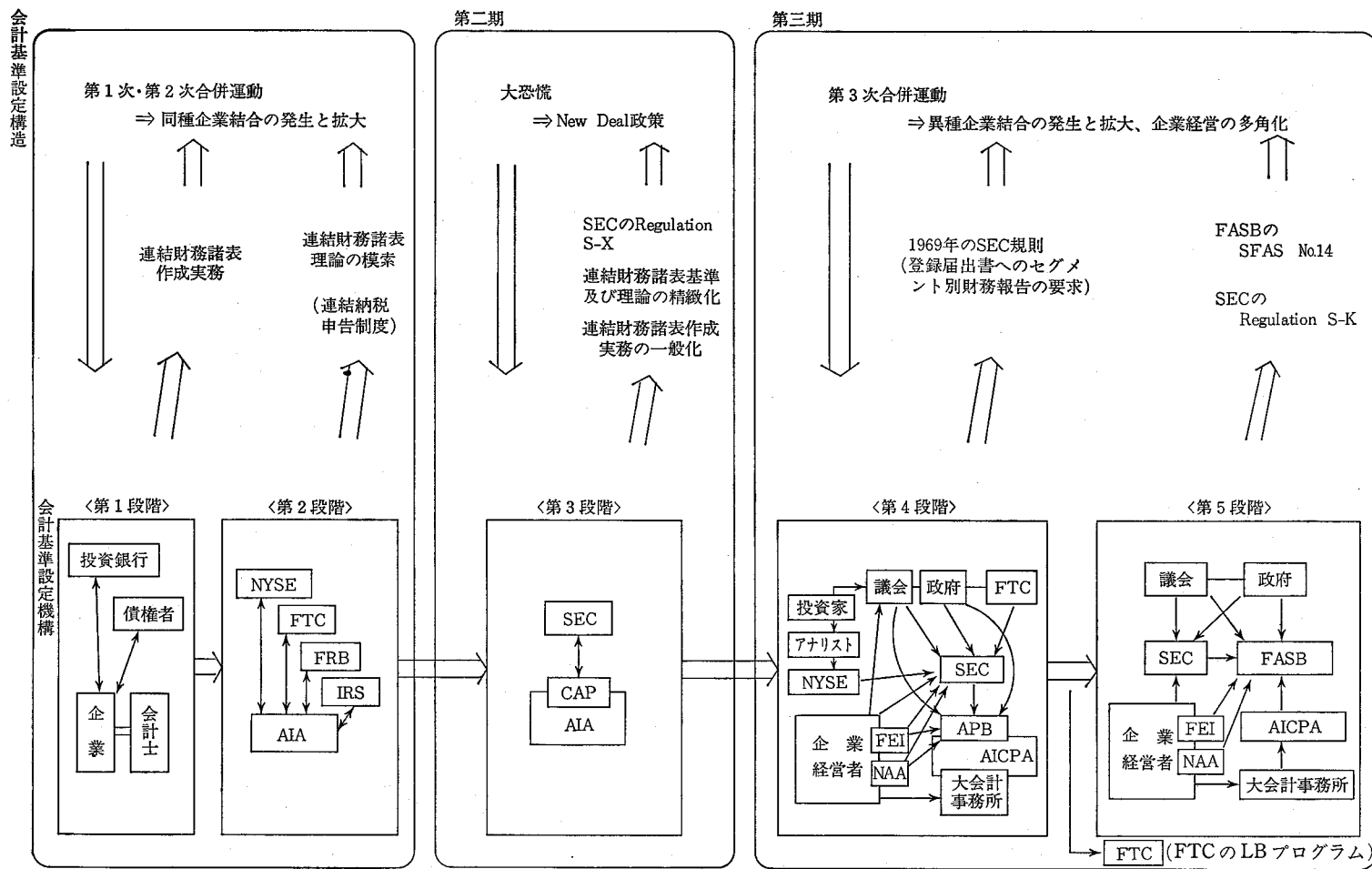
ここで、連結財務諸表制度およびセグメント別財務報告における会計基準設定構造の簡略な図式化を試みて、どのような時代的要請の下で、如何なる組織ないし機関がその達成に向かって活動してきたか、そしてその成果としての会計実務および基準がどのような発展を辿ったかを段階的に示してみる (図2-1)。

この図2-1について説明を加えたい。会計基準が、如何なる組織ないし機関の影響を受けながら設定されるかが、下段において会計基準設定機構として表わされている。この会計基準設定機構は、公表され、企業の会計実務において反映される会計基準の設定に影響を与える集団の構成が変化することにより、第1段階から第5段階までに分けられる⁶⁾。この会計基準設

6) このような会計基準設定機構の段階区分は、Lee J. Seilder, "The Financial Accounting Standards Board: Goldfish in a Pool of Sharks," *The Accountant's Magazine*, October, 1973, および石井薫「アメリカ会計原則制定主体の認識(一)」『三田経済学研究』第16号, 1977年9月, にみられる。本稿での段階区分は、彼らの段階区分および影響関係の分析を参考しているが、連結財務諸表およびセグメント別財務報告の基準設定段階に限定して、その区分と分析を行った。ただし、Seilder においては、APB および FASB の時代のみを扱っている。石井氏は、本稿でいう会計基準設定機構を、会計原則の制定構造として捉え、本稿での段階区分での第2段階以降を対象としている。

5) *Ibid.*, pp. 113-114.

図 2-1 連結財務諸表およびセグメント別財務報告の展開における会計基準設定構造



定機構内では各集団が自己の利益を会計基準に反映させようと活動するが、その活動を促す時代的な背景も考えなければならない。

図2-1の各枠組の上段において、その時代ごとの特徴的な背景を示している。この時代的背景の下で、各会計基準設定機構において誕生してくる連結財務諸表およびセグメント別財務報告の諸基準は、図の中段にみられるが、これらの諸基準は実務を通して、その設定を求めた時代的特質に対応することになるのである。ここでは、これら全体を含めて会計基準設定構造としているのである。

連結財務諸表ならびにセグメント別財務報告の会計基準設定構造は、時代的特質から第一期、第二期、第三期に分けて示してある。連結財務諸表は、企業集中としての合併運動と切り離して考えることは出来ない。セグメント別財務報告が、連結財務諸表の限界を補足すべきものとして登場する契機もそこに求められる。しかし、連結財務諸表制度の生成および充実化への過程である第一期および第二期と、セグメント別財務報告がそこに組み込まれていった過程である第三期では、合併運動の性格に違いがみられるのである。第一期および第二期が、大きく同種企業結合の時代とするならば、第三期は異種企業結合の時代と言えよう。この会計基準設定構造の各期の特徴をまとめてみると、次のようになる。

第一期は、19世紀末の第1次合併運動期から1920年代の第2次合併運動期を経て、1934年にSECが設立されるまでの期間である。この第一期では、2つの合併運動による大企業の出現などに伴い、19世紀の不完全な会計実務に対し、近代的な意味での会計報告が求められてきた。特に、持株会社の拡大は、不完全な情報のもとでの企業破産をも続発させ、連結財務諸表に対する要請を呼び起こすことになったのである。この時期の連結財務諸表は、企業および会計士たちの実務の中で展開されてきており、その基準化もまだ端初についたばかりであった。

会計基準設定機構の面から言うと第1段階と第2段階がこの第一期に含められる。

第二期は、SECの設立後から、民間会計士団体の会計基準設定機関であるCAPが1959年にAPBに改組されるまでの期間である。この時期では、大恐慌とその後のNew Deal政策によって、会計基準設定機構内に会計基準設定の法的権限を有するSECが重要な役割を担って登場してくることになった。それ以降のSECの活動は、連結財務諸表を含む会計基準ないし企業ディスクロージャー制度の発展に大きな影響を及ぼしていった。企業の会計実務として定着してきた連結財務諸表は、政府機関であるSECの規則および会計基準の両面で制度化が完成され、社会的承認を得ることになったのである。会計基準設定機構としては、第3段階にあたる。

第三期は、民間会計士団体の会計基準設定機関として、APBおよびFASBが活躍した期間である。この時期には、第3次合併運動が展開されるが、合併運動における質的变化が生じてきた。さらに、議会、政府あるいは産業界などが会計基準設定機構内に介入してくることになり、第二期で制度として定着した連結財務諸表実務が、新たな状況に対応した展開を求められることになったのである。すなわち、セグメント別財務報告をめぐる激しい論争が、その制度的完成まで続けられてゆくことになるのである。第三期での会計基準設定機構は、第4段階と第5段階となる。ただし、本稿ではAPBおよびFASBの時代を、セグメント別財務報告の基準設定の過程に即して、その始まりと完成までの1965年から1977年の期間に特に焦点をあててのべてゆく。

この第三期については節を改めて詳細に扱うこととし、以下会計基準設定構造の第一期および第二期での連結財務諸表の制度化過程を検討する。

3. 連結財務諸表制度の生成と発展

(1) 第一期

世紀の転換期から SEC 設立までの時代には、2度の合併運動を経験することで連結財務諸表の必要性の認識が広まり、徐々にその基準化への努力が始められてきた。この第一期を、図2-1における会計基準設定機構の段階からみて、会計士の支援を受けながら企業が外部からの要望に応じて連結財務諸表を作成し始めた第1段階と、民間会計士の団体がその会計基準化の整備に着手し始めた第2段階とに分けてみてゆきたい。

第1段階における第1次合併運動は、FTCの調査によると、1897年以降急速に拡大して1899年にはその最盛期となっている。この時期には、数多くの生産者同士が企業結合を行うことによって、Standard Oil (1899), U. S. Steel (1901) のような巨大持株会社の出現をみた。あるいは、General Electric, American Can, International Harvester, American Tobacco, U. S. Rubber, Du Pont などの現在に継続する企業の登場がみられた。そこでは、一連の大規模な水平あるいは垂直合併により、鉄鋼、農業機械、タバコ、銅、化学、タイプライターといった米国の基幹産業の幾つかで高度の市場占有が進展したのである⁷⁾。しかも、そこでは持株会社形態の採用が特徴としてみられる。1900年から1903年の4年間に、主要な企業結合29のうち16が持株会社形態を採用した⁸⁾。

持株会社の輩出は、1890年の Sherman 法の制定を契機とした。Sherman 法は不当な価格形成を禁じ、トラストあるいは他の形態による一切の契約や連合、秘密合作を違法としたが、1888年から1893年にかけて New Jersey 州法が改訂され、他社の財産の購入、株式、社債の保有およびその権利の行使を可能としたため、Sherman 法の解釈として「競争企業間での不

当な価格形成は禁じられたが、他社の株式を購入しそれ等の会社を支配することは可能であるとの気運が一般化していった⁹⁾のである。

この19世紀末から20世紀初頭の頃の会計報告は、不完全なものであったが¹⁰⁾、早くも持株会社による連結財務諸表実務の導入の例がみられる。既に1892年の National Lead Company や1894年の General Electric Company での採用例もあるが、特に有名なものとしては1902年からの U. S. Steel が挙げられる。

連結財務諸表が企業に採用され始めたのは、債権者からの要請や投資家の批判が昂まってきたためであった。銀行側は、「持株会社の経理公開に対して非常に細心になり、その結果、自然とよりすぐれた経理公開方法をとっている企業に優先的に与信が行われるようになり、かかる事情を背景にして会計士がその得意先たる持株会社をして連結財務諸表を採用せしめてきた¹¹⁾」のである。このような傾向は後にも継続され、連邦準備制度理事会 (FRB) では、そのメンバー銀行に対し、子会社を有していながら連結財務諸表を作成していない企業の財政状態は、適切に理解されえないと通達を出していた¹²⁾。一方では、投資銀行家協会も、不正な証券発行に対する社会的批判に直面したため、1920年には特に持株会社の場合において、投資家に対する連結財務諸表の提示を勧告せざるを得なくなっていたのである¹³⁾。

9) 稲垣富士男『連結財務諸表詳解』中央経済社、1975年、2-3ページ。

10) David F. Hawkins, "The Development of Modern Financial Reporting Practices among American Manufacturing Corporations," *Business History Review*, Autumn, 1963, pp. 135-145. において当時の会計報告の不備が指摘されている。

11) 白鳥庄之介「米国連結財務諸表発達小史」『一橋論叢』第48巻第2号、1962年、213-214ページ。白鳥氏は Bores を引用して説明している。氏は「初期の連結財務諸表はまず対債権者報告書という性格を強くおびていた」と強調している。

12) George R. Webster "Consolidated Accounts," *Journal of Accountancy*, October, 1919, p. 259.

13) Hawkins, *op. cit.*, p. 146. 中村、前掲書、105ページ。

7) Federal Trade Commission, *Economic Report on Corporate Mergers—A Staff Report of Federal Trade Commission*, USGPO, 1969, p. 30, 33.

8) 中村萬次『会計政策論—アメリカ独占体の会計政策』ミネルヴァ書房、1969年、97ページ。

会計士側でも、その必要性が強く認識され、1904年の St. Louis での Congress of Accountants での主張、Dicksee, Montgomery および Dickinson らの論文で連結財務諸表が取り上げられるようになってきた¹⁴⁾。

第2段階の時期において、連結財務諸表の必要性和その普及はさらに拡大していった。それには、1920年代を通じ1929年にピークとなる合併運動の昂まりが拍車をかける働きをしていった。この合併運動期には、電力、ガス等の公益事業での大持株会社の登場と、直接的競争者を買収し、市場占有率を高めようとする企業結合が中心となることに特徴がみられる。1926年から1930年にかけての合併や買収の70%は直接的競争者に向けられたものであり、1920年代では「新しく登場してきた多くの産業と、既存の基幹産業での寡占的構造を強固にした」¹⁵⁾といわれる。

この時期、会計士は財務公開の充実化という会計に対する社会的要望の拡大に対し、既存の会計士団体の統合を図り、1916年に AIA が誕生した。AIA は、New York 証券取引所 (NYSE) や連邦取引委員会 (FTC)、FRB などの要請に応じ、連結財務諸表の基準を含む会計基準の整備の努力を始めていったのである。

NYSE は、上場企業に対する影響力を発揮することを通して、企業の財務報告の適正化に大きな役割を果たしたといえる。1910年以降の積極的改善努力により、1916年には General Mortors が連結貸借対照表および連結損益計算書を年次報告書として提出し始めている¹⁶⁾。AIA も、特別委員会 (Special Committee on Cooperation with Stock Exchanges) を設け、NYSE との協力体制をとっていったのである。この中で、1932年に AIA が NYSE に企業の財務報告内容の改善に関する勧告案を送っているが、これはいわゆる「会計5原則」として

有名なものを含み、そこで連結財務諸表における利益剰余金表示の原則を取り上げている¹⁷⁾。

AIA は、他方で FTC、FRB との協力で1917年には Uniform Accounting を作成した。これは当時の最も包括的で権威あるものと評価を得た。FTC の関心は、産業の状況を調査してゆく上で、貸借対照表の監査、財務報告における統一性の欠除が、著しく情報をゆがめていたことを憂慮したからである。FRB の場合は、メンバー銀行の与信業務にとって財務諸表の質的改善の必要性を感じていたからである¹⁸⁾。

この時期の連結財務諸表の発展にとって、米国国税局 (IRS) の連結納税申告書の導入とその実施の影響を見落すことは出来ない。この制度は、1917年の戦時歳入法 (War Revenue Act) において、戦時特別税として戦時超過利得税 (War Excess Profits Tax) が導入されたことからその採用を検討され、1918年には強制適用とされた。この戦時超過利得税は、かなりの累進性を有していたため、企業グループ間での内部取引を通して合法的租税回避を図る可能性が残されていた。連結納税制度は、このような企業側の租税回避手段を予防するために導入されたのであるが、AIA もその実施を強く支持していたのである。一般にこの制度の実施は、会計士たちの実際上の必要とも係わり、連結財務諸表制度の普及と研究を促進したのである¹⁹⁾。

以上みてきたように、会計基準設定構造の第一期においては、連結財務諸表は企業により導入され始め、会計士や研究家はその理論化と基準化を模索し始めた時期と言えるのである。

(2) 第二期

1930年代は大恐慌による不況を克服すべく New Deal 政策が開始され、連邦政府による

17) これは後1934年 Audits of Corporate Accounts として発行され、1953年の ARB No. 43, Chapter 1 に再録された。

18) Hawkins, *op. cit.*, p. 155.

19) 畑山紀「アメリカ連結納税制度の初期における展開の過程」『経理研究』No. 28, Spring, 1978年, 79-96ページ。

14) 白鳥, 前掲論文, 213ページ。

15) Federal Trade Commission, *op. cit.*, p. 30.

16) Hawkins, *op. cit.*, p. 149-150.

規制強化が図られた時代であるが、会計の領域においても、連邦諸法の制定と SEC の設立を通して、会計基準設定構造の中に連邦政府が介入してくることになり、以後その動向は会計基準の設定において無視しえないものとなるのである。さらに、この圧力の存在は、会計士の団結強化と、責任および職務の拡大を促し、SEC の権限のもと、民間会計士が会計基準を表明するという現在に続く会計基準設定の骨組を確立することになるのである。それは、第一期までの会計基準設定における会計士の完全自治の終焉でもあった。

1933年証券法は、Roosevelt 大統領の指示のもとで、証券発行に際して完全な真実を公表することを企業経営者、投資銀行家さらに会計士に求めるものであった。1932年のクロイゲル・トル事件に代表されるような、1930年代に入っの企業破産の続発が、制定の契機となっている。その前文では、この法は、

「州際および外国取引において、あるいは郵便を通して売渡される証券の特性の完全で公正な開示を規定するため、その売渡しにおける詐欺行為を禁ずるため、およびその他の目的のため」²⁰⁾ (傍点は筆者)

に制定されたと明記され、米国の企業ディスクロージャー制度を統轄することになったのである。

SEC は、1934年証券取引法の成立に伴い設立され、これら2法の施行監督機関となった。その翌年に設けられた主任会計官室 (Office of the Chief Accountant) が、会計問題を担当することとなった。その初代主任会計官 Carman G. Blough は、その任務を会計実務の基準化を促進することにあると考え、会計士に対し、会計基準の体系化と多様な会計実務の存在の改善を働きかけていった²¹⁾。しかし、AIA など

の会計士団体の対応は消極的であった。SEC がより積極的になったのは、1937年に会計問題に対する SEC の政策を会計連続通牒 (Accounting Series Release: ASR) として公表し始めてからである。特に、ASR No. 4 (1938) の公表により、会計士側で「有力な権威の支持」にあたる会計基準を用意出来ないならば、SEC 自身がその基準設定に乗り出すことを宣言したのである。

AIA の側でも「証券諸法、1936年歳入法、ロビンソン=パットマン法、ボーラ=オマホニー法案 (1937年連邦会社法) が会計士業の発展に対する政界の高い関心と影響を示すものである。」と考え、「実務家が統一出来なければ、専門業の自治は危険にさらされる」²²⁾ との危機感を抱いて、1936年には分裂していた会計士団体の統合を図るためにアメリカ公認会計士会 (American Society of Certified Public Accountants) と合併し、会計士側の態勢を整えていった。

さらに、AIA は1938年秋になって、1936年に設置された CAP を、委員数の増加および権限の拡大を通して強化し、本格的な活動を開始させたのである。CAP は当初包括的会計原則体系を作成することを検討したが、早々と断念しており、その成果である51の会計研究公報 (ARB) においてもむしろ選択可能な手続きを限定し、現行実務の反映としての性格をもつ実践的、実用的な基準設定へと向かうことになったのである²³⁾。

CAP が APB に改組するのも、このような

ysis of the U. S. Experience," *Journal of Contemporary Business*, Spring, 1973, p. 43.

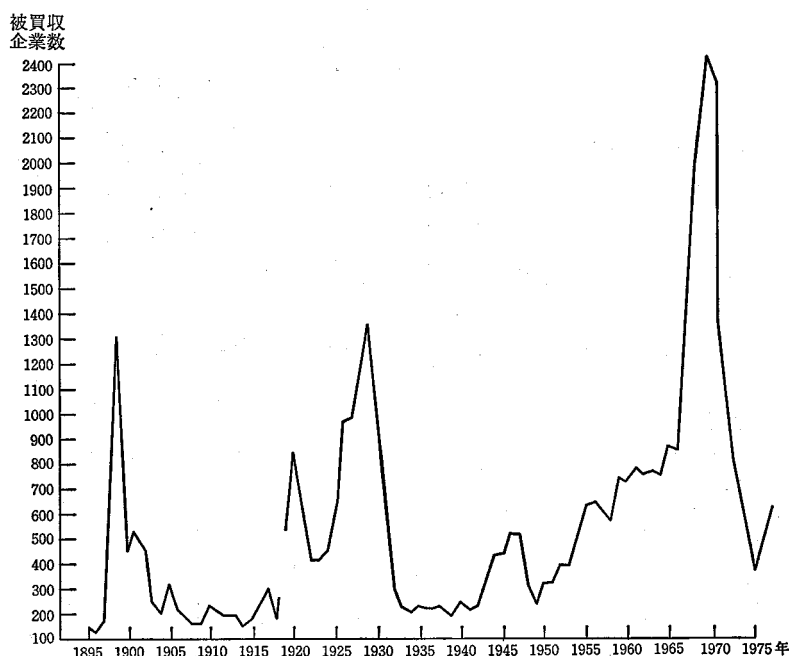
22) Gary J. Previts and Barbara D. Merino, *A History of Accounting in America*, John Wiley and Sons, Inc., 1979, p. 256 (大野功一、岡村勝義、新谷典彦、中瀬忠和共訳『アメリカ会計史—会計の文化的意義に関する史的解釈』同文館、1983年、274-275ページ。)

23) William W. Werntz, "History of the Accounting Procedure Committee—from the Final Report," *Journal of Accountancy*, November, 1959, pp. 70-71.

20) J. S. Ellenberger and Ellen P. Mahar, *Legislative History of the Securities Act of 1933 and Securities Exchange Act of 1934*, Fred B. Rothman & Co., 1973, p. 74.

21) Stephen A. Zeff, "Developing Accounting Principles: A Summary Review and Anal-

図 3-1 1895—1978年における鉱工業での被買収企業数



出所) Malcolm S. Salter and Wolf A. Weinhold, *Diversification through Acquisition*, The Free Press, 1979, p. 10.

CAP には完全に欠落していた理論研究を会計基準設定の土台としようとしたからに他ならない。しかしながら、APB はそのための会計研究部による会計研究叢書 (ARS) を No. 15 まで発行しているが、APB の公式見解である意見書 (APB Opinion) にそれを反映するという政策は早い段階で取り下げてしまった²⁴⁾。この結果として、米国の会計基準は常に個別的かつ時代即応的な会計問題に対するものの集合体的性格が強く表面に出てくることになった。

この第二期において、連結財務諸表は広く社会の一般的承認を受けて、実務の中に完全に定着していったといえよう。特に SEC 規則は連結財務諸表を前提としており、その Regulation S-X あるいは多くの ASR によって登録企業に強制力を発揮しているのである。CAP

の1959年発表の ARB No. 51 の他、多くの研究成果によって会計基準としての制度的完成を果たし、1950年代には連結財務諸表が個別財務諸表にかわり主要財務諸表の形態として一般化してゆくのである。

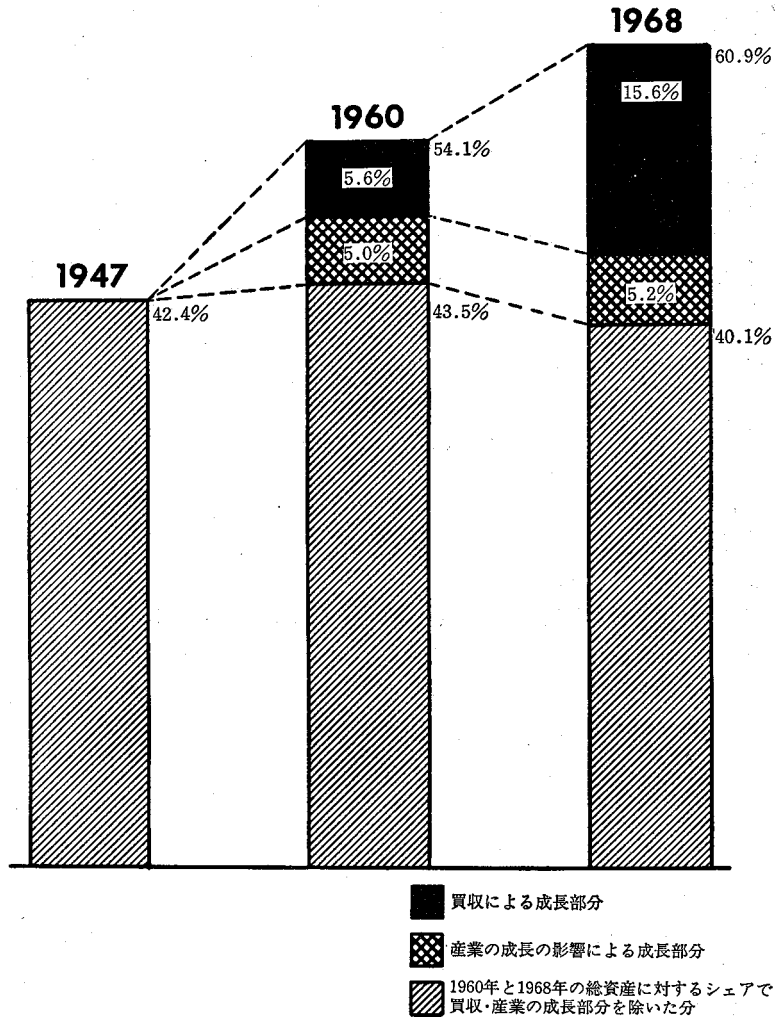
このように、一応の完成をみた連結財務諸表制度であるが、次の第三期に入るとその財務報告の適正さに疑問が生じ、新たな基準設定の必要性が論議されるようになる。そこでは、第一期、第二期と時代的特質が異なり、会計基準設定機構の変革がみられるのである。次にそのセグメント別財務報告をめぐる会計基準設定構造を、時代的特質と会計基準設定機構の両面から具体的にみてゆきたい。

三 セグメント別財務報告を求める時代的背景

1. コングロマリット合併を通しての企業経営

24) Zeff, *op. cit.*, pp. 46.

図 3-2 1947, 1960および1968年におけるトップ 200 製造企業の総資産が全製造企業の総資産に占める割合と成長の累積的要因



出所) Federal Trade Commission, *Economic Report on Corporate Mergers*, USGPO, 1969, p. 192.

の多角化

セグメント別財務報告をめぐる会計基準設定構造を知るためには、合併運動における特質を見落す訳にはゆかない。

米国の第3次合併運動は、1950年代から拡大し続け、1968年には被買収企業総数で約2,400件となり、そのピークを迎えることになる(図

3-1)。このような大規模な合併運動は、米国の経済社会に大きな影響を与えることになった。ひとつには、アグリゲート集中と呼ばれる少数大企業への資産集中をもたらした。Blumbergによると、1948年から1972年の間に「製造業および鉱業に属する企業の『大型買収』(すなわち1,000万ドル以上の買収)は、1,746件

あり、その資産総額は769億8,200万ドルに²⁵⁾上ることとなった。より詳しくみると、資産規模でトップ200社以内の製造企業が、1948年から1968年までに3,864件の買収を行った結果、その被買収資産総額は全資産成長分の20.6%を、そして1968年の全200社自身の保有する資産総額のうちの16.9%を占めることになったのである²⁶⁾。そのような大型買収の結果、1969年初めまでに100億ドル以上の資産を有する87の大企業が全製造企業での資産総額のうち46%を占めることになるのである²⁷⁾。

これが、1968年のトップ200製造企業では、全製造業の資産総額に対し60.9%の保有率となり、1947年時点での42.4%と比較すると約18.5%の増加となるのである(図3-2)。このような集中の増加は、ほとんど買収活動によって達成されたのである。すなわち、1968年の60.9%のうち、買収活動による部分が15.6%にもなり、内部成長の5.2%を大きく上回っており、1947年に比較して増大した18.5%のかなりの部分を占めることになるのである²⁸⁾。

しかも、このような傾向は、買収活動が最盛期を迎える1968年頃に最も強く現われてくる。いま、1,000万ドル以上の被買収企業の総資産額を、鉱工業における新投資額あるいは既存資産額と比較してみると、1948—1953年では年平均で新投資額に対して2.8%、既存資産額に対しては0.18%であった。これが1960—1966年では、14.5%と0.92%となり、1967—1969年になると37.2%と2.47%と急激な増加をみせることになるのである²⁹⁾。

25) P. I. Blumberg, *The Megacorporation in American Society: the Scope of Corporate Power*, Prentice-Hall International, Inc., 1975 (中村瑞穂監訳『巨大株式会社—その権力とアメリカ社会』文真堂, 1981年, 63ページ。)

26) Federal Trade Commission, *op. cit.*, pp. 84-86.

27) *Ibid.*, p. 162.

28) *Ibid.*, p. 197.

29) Malcolm S. Salter and Wolf A. Weinhold, *Diversification through Acquisition*, The Free Press, 1979, p. 16.

このような買収を通しての集中の増大に伴い、1969年にはトップ200社が全製造業の資産総額の5分の3以上、すなわち1941年時点でのトップ1,000社がもっていた資産保有率以上を占めることになったのである³⁰⁾。

しかし、このようなアグリゲート集中ばかりでなく、この時期ではコングロマリット合併態様の増大により、企業経営の多角化傾向が急速に進展することになるのである。しかも、アグリゲート集中の増加による少数大企業の経済活動全体への影響力増大と同様、特定産業内におけるその役割の重要性も増してきたのである。

コングロマリット合併態様の普及は、この合併運動期の大きな特質である。すなわち、以前の合併運動期には水平あるいは垂直合併が中心であり、同種企業結合的性格が強かったのに対し、この期では異種企業結合的合併態様がほとんどを占めるようになったのである。

合併態様は、大きく水平(horizontal)、垂直(vertcal)およびコングロマリット(conglomerate)の3つのカテゴリーに分けられる。コングロマリット合併はさらに、地域拡大(geographic market extension)、商品拡大(product extension)および純粹コングロマリット合併態様である「その他(other)」に分けられる。FTCの説明を引用すれば、

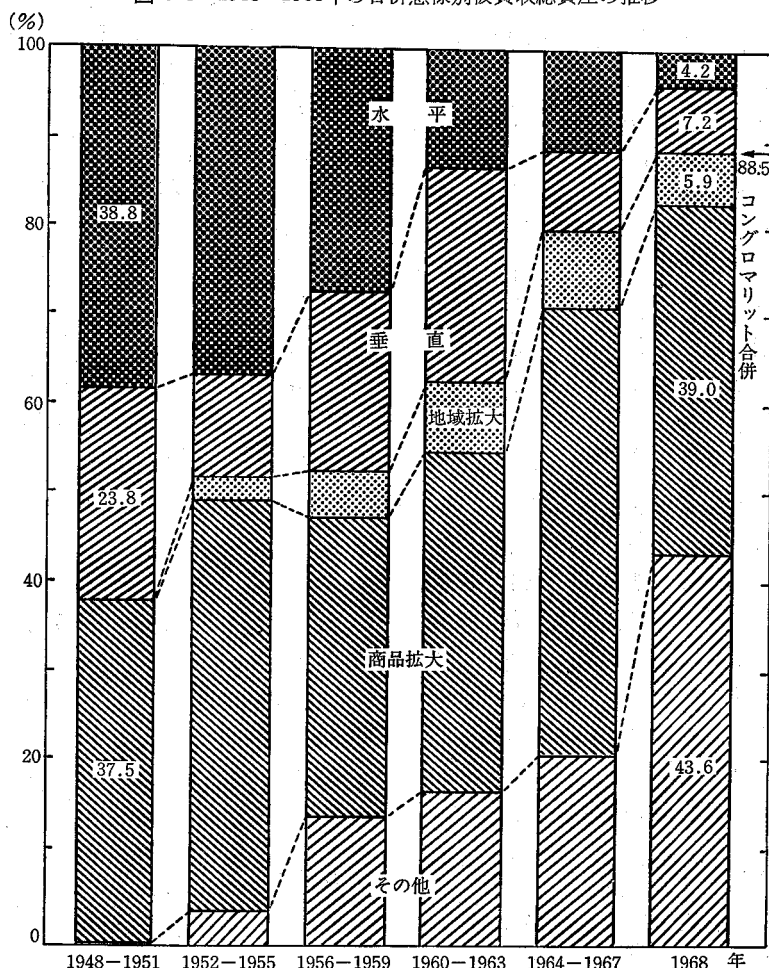
「水平合併は、同じ地理的市場内で、同一のあるいはより緊密に関連した製品を生産している会社同士の合併であり、例えば Washington D. C. 内の2つの牛乳会社間の合併である。

垂直合併は、合併以前から販売者—購入者の関係にある会社同士の合併であり、例えばアルミニウム地金製造業者とアルミニウム製品製造業者間の合併である。

地域拡大型のコングロマリット合併では、買収会社と被買収会社は同じ製品を製造しているが、異なる地理的市場において販売活動を行っている時の合併であり、例えば Washington D. C. のパン屋と Chicago のパン屋の合併である。このような合併は、かなり水平合併と似通っているため、しばしば『チェーン』型水平合併と呼ばれることもある。

30) Federal Trade Commission, *op. cit.*, p. 212.

図 3-3 1948—1968年の合併態様別被買収総資産の推移



出所) *Ibid.*, p. 61. 早川豊「米国における1960年代後半の買収活動と会計」
『経済学研究』(北大)第30巻第3号, 1980年11月, 83ページ。

商品拡大型の場合は、買収会社と被買収会社は機能的に製造ないし流通において関連しているが、互いに直接的競争関係にはない製品を販売しているような合併である。例えば洗剤製造業者と漂白剤製造業者間の合併である。

『その他』のコングロマリット合併には何ら販売者一購入者の関係も、製造あるいは流通における機能的関連性もない。ここには造船業者とアイスクリーム製造業者のような2つの会社の合併が含まれる。³¹⁾

と説明されている。

この合併態様の変化は、図3-3に顕著にみることが出来る。水平および垂直合併の急激な減少に対して、コングロマリット合併は増大し続け、特に純粋コングロマリット合併態様である『その他』が1968年には全体の43.6%も占め

31) *Ibid.*, pp. 59-60. このような合併態様の分類は、司法省の1968年5月の合併ガイドライン (U. S.

Congress, House of Representatives, *Investigation of Conglomerate Corporations—A Report by the Staff of the Antitrust Subcommittee of the Committee on the Judiciary*, 92d Congress, USGPO, 1971, p. 3.), John C. Narver, *Conglomerate Mergers and Market*

るようになったのである³²⁾。

このような合併態様の転換は、1950年12月の Clayton 法第7条の改正による。これは一般に Celler-Kefauver 法と呼ばれ、その目的は「実質的に競争を減少させ……、独占を発生させる傾向をもつという特殊な効果を有する全ての型の合併や買収、すなわち水平同様、垂直ないしはコングロマリット合併に適用される」³³⁾ ことにあった。Clayton 法は、価格差別や排他的拘束契約、および他社の株式取得などによる企業集中を規制するものとして1914年に登場してきたが、そこでは支配的な大規模新設合併 (consolidation) に用いられた株式取得を禁ずるのみであったため、企業は資産取得による抜け道を見出すことが出来た³⁴⁾。その結果、1946年には企業数で0.1%しか占めない1億ドル以上の資産をもつ企業群が、総資産の49%をもつという状況になっていた³⁵⁾。FTC の報告 (1969年) によると、Celler-Kefauver 法制定以来、反トラスト機関は800以上の合併に対し挑戦し、250以上の訴訟を提起してきた。しかし、そのほとんど全ては水平、地域拡大あるいは垂直合併に

対してであり、これらの態様を減少させたが、逆に商品拡大あるいは「その他」純粋コングロマリット合併を増大させる結果を生んでしまったのである³⁶⁾。

これは同時に、大企業における経営の多角化を進展させた。表3-1は、1960年、1965年および1968年におけるトップ200製造企業の平均産業数を標準産業分類 (Standard Industry Classification: SIC)³⁷⁾ による2桁産業中分類 (major industry group), 3桁産業小分類 (industry group), 4桁産業細分類 (industry), 5桁品目群分類 (product class) 別に示している。各産業分類において、1960年代にこれら大企業がかなり関連領域を拡大していったことがみてとれる。

これを平均数ではなく、個別企業の関連産業数別に分類してみたものが表3-2である。産

Competition, University of California Press, 1967 (江夏健一、古海志郎共訳『コングロマリット合併と市場競争』東洋経済新報社, 1971年, 3-5, 10ページ) で、同様の分類がみられる。また、宮崎義一『寡占』岩波新書, 1972年, [112-119ページ]で、Machlup, Narver, FTC, Lynch の分類を紹介している。

- 32) Markham (Josse W. Markham, *Conglomerate Enterprise and Public Policy*, Division of Research, Graduate School of Business Administration of Harvard University, 1973, pp. 8-10) が、FTC の資料を用いてまとめたところでは、1926-1930年の大型買収 (1,000万ドル以上) の合併態様は、水平68%, 垂直5%, コングロマリット27%であり、コングロマリットはさらに、地域拡大8%, 商品拡大およびその他19%であった。

- 33) U. S. Congress, House, *op. cit.*, p. 8.

- 34) F. M. Sherer, *Industrial Market Structure and Economic Performance*, Rand McNally College Publishing Company, 1970, p. 474.

- 35) U. S. 81st Congress, 2d session, Senate, Report No. 1775, p. 3. quoted from U. S. Congress, House, *op. cit.*, p. 20.

- 36) Federal Trade Commission, *op. cit.*, p. 62. 当初コングロマリット合併の市場競争や独占に対する影響効果が論議の対象となり、Celler-Kefauver 法の規制対象となりうるか結論が出されていなかった。しかし、1968年5月に司法省が買収ガイドラインを発表することで規制対象として明確化された。これは、早川豊『米国企業会計制度の研究』北大図書刊行会, 1982年, 198-201ページに詳しい。

- 37) 産業分類で、一般的に使用されるのは行政管理予算庁 (Office of Management and Budget) の統計政策課が、政府機関の統計資料の比較を容易にすることを目的として出している Standard Industry Classification Manual である。1939年に初めて発表されて以来改正を経てきている。その分類の基本単位は地理的立地を土台とする事業所 (establishment) であった。その構成は、1桁産業大分類 (industrial division, 例えば D. 製造業 [Manufacturing]), 2桁産業中分類 (major industry group, 例えば20, 食品関連品 [Food and kindred products]), 3桁産業小分類 (industry group, 例えば208, 飲料 [Beverages]), 4桁産業細分類 (industry, 例えば2082, モルト飲料 [Malt beverages]), 5桁品目群分類 (product class, 例えば20821, 缶入りビールおよびエール [Canned beer and ale]), そして7桁での製品分類 (product, 例えば2082114, 12オンス缶入りビール [12 once can]), に分かれ、桁が大きくなるほど詳細になってゆく。U. S. Department of Commerce, Bureau of Census, *1972 Census of Manufacturers*, Vol 6, *Subject and special report series*, USGPO, November, 1975.

表 3—1 1960, 1965 および 1968年におけるトップ 200 製造企業が事業活動を行う産業の平均数

産業分類	トップ 200 製造企業 ¹⁾ が事業活動を行う 平均産業数		
	1960	1965	1968
5 桁品目群分類 (product class)	21	27	33
4 桁産業細分類 (industry)	13	16	20
3 桁産業小分類 (industry group)	9	11	14
2 桁産業中分類 (major industry group)	4	5	6

1) 各年度における資産規模による。

出所) *Ibid.*, p. 221.

表 3—2 1950年および1968年におけるトップ 200 製造企業が事業活動を行う産業数

企業が事業活動 を行う産業数	4 桁産業細分類		5 桁品目群分類	
	1950	1968	1950	1968
5 以下	56	16	26	3
6—10	55	38	37	16
11—20	51	70	71	49
21—30	28	37	32	45
31—40	6	19	18	29
41—50	3	11	8	26
50以上	1	9	8	32
計	200	200	200	200

出所) Federal Trade Commission, *Economic Report—Conglomerate Merger Performance: an Empirical Analysis of Nine Corporations*, USGPO, November, 1972, p. 64.

業分類は、4 桁と 5 桁のものが用いられている。1950年から1968年にかけて、両産業分類とも企業の関連産業数の増加をはっきりと示している。4 桁では、1950年に11以上の産業に関連する企業が89社 (44.5%) であるが、1968年になると146社 (73%) となる。5 桁でも137社 (68.5%) が181社 (90.5%) となる。5 桁の方がより細かい分類となるため、さらに21品目群以上

の企業数でみると1950年には66社 (33%) であったものが、1960年には132社 (66%) と2倍の増加をみせている。しかも、4 桁、5 桁とも50以上に関連する企業は1968年には各々9社、32社へと増加してきたのである。

しかも、これら大企業は、単に関連領域を拡大したばかりでなく、関連する各産業内での重要度を増してきたのである。表 3—3 は、製造

表3-3 1963年のトップ100製造企業が持っている5桁品目群内の主導的地位
—4社集中度による分類

1. 品目群別の 4社集中度	2. 品目群数 ¹⁾	トップ100社 ²⁾ が1位の シェアをもつ品目群 %		トップ100社 ²⁾ が1—4位の シェアをもつ品目群 %	
		3. 品目群数	4. (3÷2)	5. 品目群数	6. (5÷(2×4社))
20%未満	147	45	31%	66	11%
20—39	370	180	49	304	20
40—59	279	171	61	312	28
60—79	148	103	70	215	36
80—100	87	70	81	155	45
全品目群	1,031	569	55%	1,052	26% (1,052÷(1,031×4社))

1) 品目群は5桁センサス分類による。それらは一般に、4桁産業細分類よりも狭く限定された生産活動からなる。1963年にセンサスは417の産業細分類とさらにそれを細分して1,031の品目群を決めた。しかし1963年の417産業細分類の1/3以上はただひとつの品目群からなる。

2) トップ100社は1963年の製造業での付加価値によって決められた。

出所) Federal Trade Commission, *Economic Report on Corporate Mergers*, p. 218.

表3-4 トップ100製造企業が上位4社以内の市場占有率をもつ産業数

企業が上位4社以内の シェアをもつ産業数 ¹⁾	企業数	
	1958	1963
20以上	2	3
10—20	5	14
7—9	14	21
4—6	22	32
4以上計	43	70
2—3	34	23
1つのみ	18	7
なし	5	0
総 計	100	100

1) 4桁産業分類による。

出所) *Ibid.*, p. 216.

業でのトップ100社の市場占有率と市場集中度を関連させてみている。5桁品目群分類において、全1,031品目群のうち上位4社による市場占有率が80—100%と高い87品目群では、内70品目群(81%)でトップ100社が第1位の市場占有率をもっている。これを上位4社以内の地位(87品目群×4=348)をトップ100社がどのくらい占めているかで見ると45%となっている。す

なわち、市場集中の進んだ産業における大企業の影響力は大きかったのである。

しかも、表3-4にあるように、その影響力は拡大する傾向にあったのである。すなわち、企業が上位4社以内の市場占有率をもっている産業(4桁産業細分類)数をみると、4つ以上となるのが1958年で100社中43社、1963年では70社に上っているのである。

表 3—5 1950年のトップ1,000製造企業のうち買収された327社が産業内で有していた位置

(1) 被買収企業の 産業内での位置	(2) 企業数	品目群数					
		(3) 1社平均 (4÷2)	(4) 総 数	(5) 1位のシ ェアを占める 品目群数	(6) 2—4位の シェアを占め る品目群数	(7) 5—8位の シェアを占め る品目群数	(8) 9位以下
総数	327	6.7	2,193	158	461	480	1,094
1つの品目群内で1位の シェアを占めていた企業	111	8.8	965	158	218	185	404
1つの品目群内で2—4位 のシェアを占めていた企業	126	6.5	817	—	243	193	381
1つの品目群内で5—8位 のシェアを占めていた企業	56	4.5	260	—	—	102	157
重要な位置を占めて いなかった企業	34	4.4	151	—	—	—	151

注) 被買収企業の関係した5桁品目群数とそのシェアの順位は1950年度のものである。これらの企業は1951年から1968年の間に買収された。

出所) *Ibid*, p. 53.

このような大企業における多角化傾向、しかも多数の産業内でその重要性が拡大するという傾向は、活発な合併、買収活動によるとされるのである。1950年にはトップ1,000製造企業としてランクされていた企業のうち、1968年までの18年間に327社が吸収合併されていった。そのうち190社は、1968年のトップ200社に買収されている。特に大企業が大企業に買収される傾向が強かったのである。

しかも、被買収企業は、ひとつ以上の産業で重要な役割を果たしていたものが多かった。表3—5にあるように、吸収合併された327社中3分の1の111社は少なくともひとつの産業(5桁品目群分類)において第1位の市場占有率を有しており、さらにもう3分の1の126社は同様に第2位から第4位の位置にいたのである。これらの企業は、1社あたり平均7品目群に関連していたため、327社全体ではのべ2,193品目群に係わることになる。そのうちこれらの企業が市場占有率で第1位にあったのは158品目群であり、第2位から第4位では461品目群と

なったのである。一方で、この2,193品目群中上位4社の市場占有率が30%以上となるのは1,403、50%以上では615ほどあったが、このような集中の進んだ品目群において、被買収企業327社がその上位4社内に入るものは619品目群にも上るのである³⁸⁾。

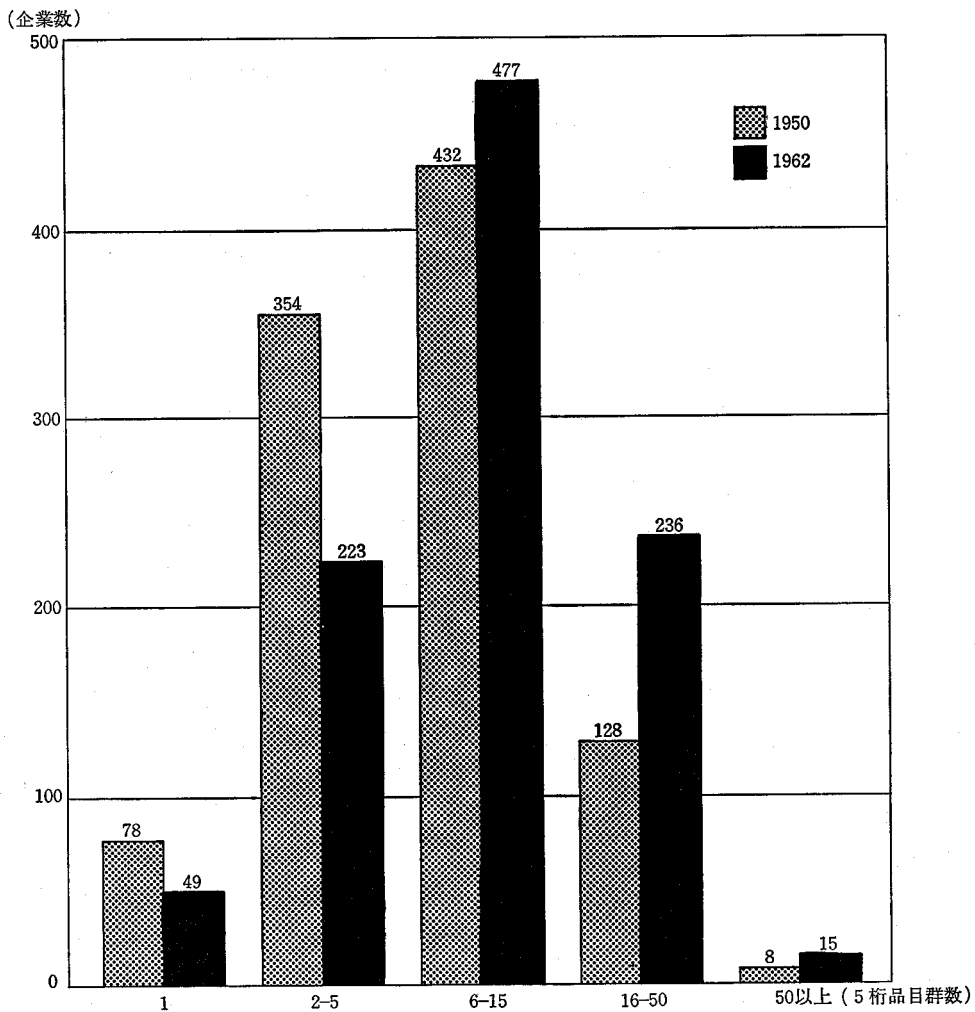
ここでさらに、企業の多角化傾向が既に1950年代からかなり一般的となっていた点を見てみたい。図3—4では、1950年と1962年を比較して、トップ1,000社が有する5桁品目群数を示している。ここからも、全体的な多角化傾向の存在が読みとれるであろう。ただ、企業規模が大きいほどその傾向が強いとはいえる³⁹⁾。

このように、この時期の合併運動、特にコングロマリット合併の一般化は「産業構造に変化をもたらし、その結果単一市場企業は多市場企

38) Federal Trade Commission, *op. cit.*, pp. 54-55.

39) U. S. Congress, Senate, *Economic Concentration-Hearings before the Subcommittee on Antitrust and Monopoly of the Committee on the Judiciary*, Part 1, USGPO, 1964, pp. 157-158.

図 3-4 1950年と1962年におけるトップ1,000社の有する5桁品目群数別にみた企業の分布状況



出所) U. S. Congress, Senate, *Economic Concentration-Hearings before the Subcommittee on Antitrust and Monopoly of the Committee on the Judiciary*, Part 1, USGPO, 1964, p. 157.

業に取って替わられた」⁴⁰⁾ ののである。しかも、大企業が合併、買収を通して経済集中の度を高め、同時に多数の産業内でその影響力を拡大していったことを議会、政府機関では非常に重要視していったのである。

40) Federal Trade Commission, *Economic Report-Conglomerate Merger Performance: an Empirical Analysis of Nine Corporations*, Staff Report to the Federal Trade Commis-

2. 会計に対する社会的関心の昂まり

前項ではセグメント別財務報告の基準設定が進められる第三期の合併運動の特質を検討したが、ここでは基準設定機構における時代的性格をみてみたい。

sion, USGPO, November, 1972, p. 17. Gort は米国での多角化の進展を1929年から1954年の期間で研究した結果、既に1930年代から多角化傾向はみられ、1940年代、1950年代へとその拡大が急速

1960年代から70年代にかけて、会計基準を巡る状況は著しく厳しいものとなってきた。会計基準およびその設定段階に対する公的機関や民間の関心の昂まりと彼らの強力な介入は、会計を過度に政治的色合いの濃いものにしてしまったのである⁴¹⁾。会計基準の設定は、「完璧な論理や経験的発見 (empirical findings) と同様、政治的活動の産物である」⁴²⁾とみられるようになったのである。

特に1960年代に亘って会計基準設定の任に当たった APB では、議会、産業界などからの圧力構造を無視してはその公式見解の権威を維持出来なかった。APB はその公式見解を遵守させる権限を持たず、そのためには強制よりも説得に頼らねばならなかったのである⁴³⁾。それは、1960年代早々に起こった投資税額控除 (Investment Tax Credit) 論争に顕著にみられる。1962年には Kennedy 政権が景気回復を目的として、一定の要件を満たす設備投資については投資額の一定額に相当する額を法人所得税額から控除するという、いわゆる投資税額控除を1962年歳入法において採用した、APB はこの会計処理法を検討し、同年12月に Opinion No. 2 を公表し控除分を取得資産の耐用期間に期間配分する方法 (繰延法) を主張した。しかし、政府はそれでは経済に与えるインパクトが減少するとして反対し、一括してその年度の控除とすること (一括流入法) を主張した。産業界の同調、さらに SEC が1963年には ASR No. 96 を出して両方法を認めたことにより、Opinion No. 2 は完全に無視されることになったのである。結局 APB は「率直に古い諺『力は正義な

り』を認め」、妥協的な Opinion No. 4 を出して両方法の使用を認可したのである⁴⁴⁾。その後も、1971年に Nixon 大統領がこの投資税額控除を復活させた際に、今度は SEC の支持を得て再度繰延法を唯一承認された方法として認めさせようとしたが、上院の介入により再び挫折することになるのである⁴⁵⁾。議会が両方法の選択適用を立法化を通して認可したことで、会計基準領域に介入してきたことは、他の問題でも同様の立法化が可能であることを示したのである⁴⁶⁾。

APB は、このような現状に対する他団体の意向に注意を払う必要を痛感し、草案の公開や公聴会などを実施したが、APB の見解に反対する者はその再検討を促すために、議会や SEC へのアピールを展開していったのである⁴⁷⁾。結局、APB は外貨換算、リース、原油、ガス生産会社の会計⁴⁸⁾、有価証券⁴⁹⁾、セグメント別財務報告の論争などの重要な問題を解決し、適切な会計基準を公表することが出来なかったのである。買収会計と持分プーリングの論争に結着をつけるものとして公表された Opinion No. 16 (1970. 8) にしても、公開草案 (1969.12) の段階では持分プーリング法の採用に厳しい枠を嵌めていたのが、産業界からの反発に会い、その姿勢を後退させていったのである⁵⁰⁾。

このような APB の苦悩は、その公式見解を会計基準として一般的承認を得させる強制的権限を有していなかったからに他ならない。APB

に進んだとしている。そこで、長期的な視点からみてもその趨勢は基本的現象であったとするのである。Michael Gort, *Diversification and Integration in American Industry*, Princeton University Press, 1962, p. 3, pp. 41-59.

41) Zeff, *op. cit.*, p. 48.

42) Charles T. Horngren, "The Marketing of Accounting Standards," *Journal of Accountancy*, October, 1973, p. 61.

43) Previts and Merino, *op. cit.*, p. 290. (前掲訳書, 311ページ)

44) Seilder, *op. cit.*, pp. 558-559.

45) Charles T. Horngren, "Accounting Principles: Private or Public Sector?," *Journal of Accountancy*, May, 1972, p. 40. 石井, 前掲論文, 34ページ。

46) Previtz and Merino, *op. cit.*, p. 308. (前掲訳書, 331ページ)。

47) Zeff, *op. cit.*, pp. 48-49.

48) 早川, 前掲書, 第5章参照。

49) Horngren, "The Marketing of Accounting Standards," pp. 63-64. 参照。

50) 中根敏晴「合併会計の再検討」『長崎造船大学研究報告』第13巻第1号, 1972年4月, 67-79ページ, 同「買収会計の再検討」同第14巻第2号, 1973年10月, 74-83ページ参照。

の母体である AICPA は、APB Opinion の極威を高めるため、1965年には「一般に認められた会計原則からの乖離を監査証明書に開示することを要件とする」ことを決議した。しかし、その「乖離を開示しない会計士に対して課する有効な制裁手段をもっていなかった」のである⁵¹⁾。

会計基準設定の最終的権限は SEC が有している。しかし、SEC は1938年の ASR No. 4において、SEC に提出される財務諸表が「有力な権威ある支持 (substantial authoritative support)」をもたない会計原則に従って作成された場合は、誤解を招き、不正確なものと考えられると表明することで、会計基準設定の責任を民間部門に委ねたとみなされるのである。SEC のこの方針を受けて、CAP あるいは APB が会計基準設定機関として活動してきたのであった。SEC の主任会計官であった John C. Burton は、SEC が法的権限をもちながらも、APB とはパートナーシップの関係にあることを強調している⁵²⁾。SEC 委員の Byron D. Woodside も、投資税額控除論争に関し、「我々は会計士や APB を拒絶する積りはなかった。反対に、我々は彼らの仕事を激励してきたし、今もそれを継続している」⁵³⁾ と、APB 支持の方針を主張している。しかし、SEC は rule や regulation あるいは releaseなどで、会計基準に対する考えを強制的に適用させるのであり、しかも実際にそのような行動を起こすことで、好むと好まざるとに拘らず APB の仕事を制約してきたのは否めない。

しかも、この時期には SEC が会計基準設定を民間部門に委ねていることへの批判、あるいは会計基準の不合理性や会計士の倫理性などへ

の批判が強まっていることも見落すことが出来ない⁵⁴⁾。会計基準設定の任務を民間部門から取り上げ、パブリックセクターの監督下に置くようにとの主張は、1970年に原価計算基準を連邦政府の側で設定するための CASB の設置⁵⁵⁾、会計領域に対する議会の直接的介入を勧告した1976年のメトカーフ委員会報告書⁵⁶⁾などにより、一層現実的なものとして会計基準設定の任に当たる会計士たちに脅威を与えてきたのである。

セグメント別財務報告の基準設定過程は、このような会計基準設定機構での強力な圧力の存在の下で展開されていった。SEC はこの基準設定過程の中では、従来の民間部門へ基準設定を委ねるという方針を一貫して維持してゆこうという姿勢がみられる。しかし、APB は結局その責務を果たすことが出来なかった。したがって SEC 自身が議会あるいは産業界との直接的対応を迫られるなかで、規則作成を行ってゆくことになった。ゆえに、FASB の設立後は、積極的にその基準設定を支援する方向を辿ったのである。FASB の登場も、APB がその基準設定機構内で課された役割を十分に果たせなかったためであり、FASB は未解決として残された会計問題を早急に解決する必要があったのである。

四 セグメント別財務報告をめぐる基準設定機構 (1) 1965—1973

前節において、セグメント別財務報告の基準

54) このような批判の代表としては、Robert Chatov, *Corporate Financial Report—Public or Private Control?*, The Free Press, 1975, および Abraham J. Briloff, *Unaccountable Accounting*, Harper & Row, 1972, *More Debits Than Credits—The Burnt Investor's Guide To Financial Statements*, Harper & Row, 1976 (熊野実夫, 今福愛志, 中根敏晴共訳『現代企業と不正経理』マグローヒル好学社, 1980年)などがあげられる。

55) 早川, 前掲書, 第2章参照。

56) 同上, 第1章参照。

51) Previtz and Merino, *op. cit.*, p. 291. (前掲訳書, 312ページ)

52) "Paper Shuffling and Economic Reality" *Journal of Accountancy*, January, 1973, p. 26.

53) Byron D. Woodside "Government-Accountant Relations" *Journal of Accountancy*, September, 1964, p. 68.

設定過程である第三期での時代的特質としての合併運動の質的变化と、会計基準設定機構内の特質を検討した。

そこで以下では、既に図2-1で示したように、第三期での会計基準設定機構である第4段階(1965-1973)と第5段階(1973-1977)の区分により、セグメント別財務報告の基準設定過程を2つの段階に分けてみてゆく。ここで対象とされる第4段階は、合併運動により企業経営の多角化が進み、連結財務諸表での企業情報の不適切さが議会、政府機関あるいは財務アナリストにより批判され、SECが企業ディスクロージャーの改善としてセグメント別財務報告を企業に求めることになる過程である。しかし、APBによる会計基準設定は行われずに終わった。この段階は、1965年に議会の公聴会で初めてセグメント別財務報告の必要性が主張されてから、1973年に会計基準設定の任務がAPBからFASBに移行するまでの期間である。

1. SEC主導での基準設定機構

(1) 議会とSECの対立

米国における第3次合併運動に対しては、議会や政府機関特に司法省やFTCという反トラスト規制機関が深い関心をもっていた。上院司法委員会反トラスト独占小委員会が開始した「経済集中(Economic Concentration)」と名づけられる一連の調査活動(1964. 7-1970. 2)もそのひとつの表れである。同小委員会の主な任務は、当時の企業買収や合併の急増が、経済集中および市場集中をもたらし、市場経済の基盤としての自由競争を阻害していないかを調査することにあつた⁵⁷⁾。セグメント別財務報告の論争は同小委員会の公聴会に端を発したといえる。しかも、この1970年まで続けられた調査活動の中での同小委員会の追求が、SECを動かしてSEC規則を作成させてゆくことになったのである。

反トラスト独占小委員会が、セグメント別財

務報告を主張するようになったのは、大企業による市場集中の情報が得られなくなったためである。すなわち、大企業が買収や合併を繰り返して経営の多角化を進めたため、大企業が公表する連結財務諸表だけでは個々の産業に関する情報の量と質が急速に悪化してしまったのである。これは、買収や合併がなければ公表され続けていたであろう各企業の個別財務諸表が親会社の連結財務諸表の中に吸収されてしまうためである。したがって、同小委員会が特定産業の市場集中の状況を分析しようとしても、その産業内で高い市場占有率を有する企業から適切な産業情報が得られなくなったのである。これら的大企業は、多くの異なる産業に携わっているため、特定産業にのみ関連する収益率、資産総額、売上高および原価などの情報は提供されないのである。

同小委員会の1965年3月から4月にかけての公聴会では、この時期から急速な拡大をみせるコングロマリット企業に対処するため、コングロマリット合併への反トラスト政策の適用を検討していた。既に三でみたように、コングロマリット合併は1950年のCeller-Kefauver法の施行以来急増していた。そこで、その直後から買収や合併の規制を目指す反トラスト規制法案がAdams教授及びそれを引き継ぐKaysen, Turner両教授らにより提唱されてきていたが、いずれも実現されなかった⁵⁸⁾。このような規制への動きはこの公聴会において反トラスト政策立案の前提となる大企業の財務諸表情報の量と質の改善、すなわちセグメント別財務報告の制度化要求となって現われた。1965年4月5日に開かれた公聴会で、Joel Dirlam教授がこの問題を真っ向から取り上げた。

「反トラスト政策の拡大が必要かどうかは現在の情報を基礎としては決定することが出来ない。」
すなわち、彼の主張では、

「経営の多角化を用いる競争的戦術(competitive tactics)を明らかにするには、各事業部(di-

57) U. S. Congress, Senate, *Economic Concentration*, Part 1, pp. 1-2.

58) U. S. Congress, Senate, *op. cit.*, Part 2, 1965, p. 769.

vision) と製品群 (product line) 別に相対的収益率が明らかにされるべきである。我々は、多くの大企業での異なる製品群別の売上高すら知らず、ましてやこれらの製品群で発生した利益率や損失など知らない。我々はこの領域ではほとんど全く無知なままで行動してきているのである。我々は公共政策における法律の制定や修正の提案の支えとなる正しい判断に達することが出来ないのである。』⁵⁹⁾

このような反トラスト政策面での主張は、以降の議会、政府機関側の考えの核となるものである。

一方で彼らは証券、投資業界に支持者を得た。多角経営を行う大企業の連結財務諸表だけでは、各事業の収益率や経営能力の詳細がわからない。例えば、一事業部で全体の5%の売上高しかないのに、利益では30%も貢献しているという情報を得ることが出来た場合でも、これは必ずしもその事業部の際立った経営成績を示しているのではなく、主力事業での不振を表わすのかもしれない⁶⁰⁾。しかし、その詳細は連結ベースでの財務諸表では外部に知られることはない。それによる一般投資家および機関投資家の投資リスクは増大せざるを得ないのである。ゆえに、反トラスト独占小委員会がセグメント別財務報告問題を取り上げてきたことには強い期待をかけてきたのである。同小委員会に投資業界としての意見を書簡で送ったDreyfus社のYura Arkus-Duntov投資担当役員は次のようにのべている(1965. 5.26)。

「『コングロマリット』企業への投資問題に私は長い間関心を払ってきた。事業別業績を開示しない『コングロマリット』企業を扱う時、伝統的な投資分析の手法では投資家や株主に適切な解答を提供出来ないところに困難さがある。』⁶¹⁾

ゆえに、コングロマリット企業にセグメント別財務報告を課す動きは、投資業界にとっても望ましい方向だったのである⁶²⁾。投資分析におけ

るセグメント別財務報告の有用性の主張は、Dirlam教授や反トラスト独占小委員会も積極的にに取り上げ、SECに規則作成を促す有力な論点ともなったのである。

Dirlam教授は、先の証言の中で、セグメント別財務報告を企業に義務づけるためには1934年証券取引法の改正が必要だと主張した。これを受けて、小委員会のHart委員長は、証券取引法の執行機関であるSECにこの問題に対する調査を行い、法改正の是非を答申することを求めた。SEC委員長Manuel F. Cohenは、これに対し早速調査を始め、同年6月4日にはHart委員長に宛てて法人金融部が作成したSEC側の回答を送付した。その論旨は大きく2つの主張から構成されている。すなわち、その第1点めは、Dirlam教授の主張する形でのディスクロージャーの拡大は、証券取引法の改正を必要とせずに現行の規定で十分可能であること。第2点めは、現在のところSECとしてはセグメント別財務報告を求めるつもりはないということである。結局、SECの回答は小委員会側の主張とは真っ向から対立するものとなったのである。

証券取引法改正問題に対するSECの主張によると、現行の1933年証券法Schedule A (8)で「証券発行者が実際に携わっている、あるいは将来携わる予定でいる事業の一般的特質」についての情報を求めており、そのSection 7ではSECに対して「投資家保護に適切だと思われるディスクロージャーが今とは異なる方法により登録届出書中に含められる必要があるとみた場合には」ruleやregulationによって、より詳細なディスクロージャーを要求する権限を与えている。同様に、1934年証券取引法においても、Section 12 (b) および 12 (g) (1)の規定により、証券取引所および店頭市場で取引される証券について、より詳細な情報開示を求め得るというのである⁶³⁾。それゆえに、「も

59) Ibid.

60) Ibid., p. 1071.

61) Ibid.

62) Ibid., p. 1072. Duntov はまた、同年9月10日の同小委員会の公聴会で同様の証言を行っている(U. S. Congress, Senate, *op. cit.*, Part 4, 1965, pp. 1705-1712)。

63) U. S. Congress, Senate, *op. cit.*, Part 2, p. 1069.

し、投資家保護に必要と思われるならば、Dirlam 教授の勧告のようなディスクロージャーをも含めて、SEC はより詳細なディスクロージャーを要求する権限を既に有している」⁶⁴⁾と主張するのである。

しかし、当時の SEC はセグメント別財務報告に関心を抱きつつも、なお製品やサービス別の営業利益あるいは純利益情報の開示には慎重であった。Hart 委員長への SEC の回答ではその理由として以下の 6 項目を挙げている。

(1) 投資家にとって、そのような情報のベネフィットが、付随するコスト、特に会計士による監査証明を要求する場合のコストに見合うか疑問である。

(2) 管理費、研究開発費および諸税等を製品間で配賦し、原価算定する方法には、不正確さと多様性が伴い、情報の信頼性ならびに有意性に疑問がある。

(3) 企業の競争的地位を損ってまで製品原価や利益情報の開示を求めることが、当企業の投資家や一般大衆のベネフィットとなるか疑問である。これは、特定の製品が全売上高の 10% にも満たなく、全社的な重要性が相対的に小さい大企業と、同製品で競争関係にありながら企業内での相対的重要性は大きくなる傾向にある小企業とに同一基準を課す場合に問題となるのである。

(4) 全ての企業から有意義な情報を引き出す基準を作成することは困難を伴う。例えば、報告単位を決定する際には、事業部、法人、製品群あるいは産業グループのいずれを基本とすべきかのような問題があるからである。

(5) 証券諸法の下では、情報開示にあたり、登録企業および会計士に法的責任を課しているが、セグメント別情報の開示の場合でも同様な責任問題が生じる。

(6) 企業が株主向け年次報告書の中に、自発的に製品群別の情報を含める傾向がみられる。SEC としては、このような傾向を促進すべき

だと信じている⁶⁵⁾。

このように SEC は自己の企業ディスクロージャーを規定する権限を主張しつつも、セグメント別財務報告において自らその権限を発揮することは拒否してきたのである。

SEC のこの消極的姿勢は、小委員会側の強い反発を招いた。この結果、小委員会側では引き続きこの問題を取り上げ、追求してゆくことになるのである。この公聴会での一連の動きを注目していた *Washington Post* 紙でも、「SEC は完全なディスクロージャーに反対することで、コングロマリットの側に与することになった」⁶⁶⁾ (1965 8.15) と、SEC の態度を批判している。

SEC としては、このようなセグメント別財務報告要請の声を無視し続けることが出来なくなってきた。このため、翌 1966 年 5 月 24 日の財務アナリスト連盟の総会で、Cohen SEC 委員長は従来の姿勢を改めて、現状におけるセグメント別財務報告の必要性を認め、規則作成に向けての活動に入ることを公式に表明することになったのである⁶⁷⁾。

Cohen 委員長は、同年 9 月 20 日に反トラスト独占小委員会の公聴会で、この SEC の方針変更を説明し、独立企業が大規模コングロマリ

65) *Ibid.*, pp. 1070-1071.

66) Morton Mintz, "Financial Reporting at Issue: Debate Creates Strange Alliances," *Washington Post*, August 15, 1965, reprinted in U. S. Congress, Senate, *op. cit.*, Part 4, p. 1713.

67) この財務アナリスト連盟の総会で Cohen 委員長は、「我々はコングロマリット企業の売上高の分割を越えた次の目的として部門別による限定的営業損益計算書 (a defined operating profit and loss statement on a divisional basis) の方向に目を向けてゆくべきである」とのべて、セグメント別財務報告の実施への第一歩を踏み出した。Address by Manuel F. Cohen, Chairman, Securities and Exchange Commission, before the 19th Annual Conference of the Financial Analysts Federation, New York, Hilton Hotel, May 24, 1966, reprinted in U. S. Congress, Senate, *op. cit.*, Part 5, 1966, p. 2128.

64) *Ibid.*, p. 1070.

ット企業に吸収併合される傾向が強まったことで、それらの企業の財務諸表が非公開となってきたため、投資家の意思決定が不利となり、ひいては健全な証券市場の維持が困難となってきたためだとのべている⁶⁸⁾。これは、連結財務諸表の限界の認識でもある。同年10月5日のAICPAの総会での演説において彼はこの点に触れて次のようにのべた。

「過去において、子会社を含んだグループでの財政状態および経営成績の適切なディスクロージャーとしての連結財務諸表の発展は、長い困難な闘いを通しての投資家側の勝利であった。そして、コングロマリットの問題は、新しいものである。それは、コインの裏と表である。関連会社数の増大は、全く異なる事業活動への拡大となり、これによりもはや投資家が、連結したものとして全体的業績を知るだけでは十分でなくなってきたのである。」⁶⁹⁾

ただ、SECでは反トラスト独占小委員会が関心を示すような財務諸表情報の反競争の問題についての責任に一切関心を払っていないことには注目しておく必要がある。その後のセグメント別財務報告の内容に関する議会、政府側の批判は、この点に集中するからである。SECの関心は、「証券市場で証券取引を行う企業についての情報、それも意味ある情報を提供するという(証券諸)法の下での責任を果たすこと」にあったのである⁷⁰⁾。

しかし、SECの活動は積極的とはいえない難く、セグメント別財務報告がSEC規則として公表されるまでにその後3年間を要するのである。

(2) SECの民間会計団体への同調

1966年5月にSECがセグメント別財務報告への取り組みを初めて公けにした後、SECが採用した方針は民間会計団体への協力要請であった。SECはセグメント別財務報告の会計基

準設定の場において、証券諸法によって与えられた権限の直接行使を極力避け、基準内容の研究および調査を民間の会計団体に委ねてゆくのである⁷¹⁾。

その夏以降、SECは産業界、財務アナリスト、会計士たちとの話し合いを進め、APBの「コングロマリットに関する小委員会」にはセグメント別財務報告に対する準備研究を要請している。一方では、財務担当幹部協会(FEI)が始めようとしている『多角化企業の財務報告』の研究を支持し、その成果が出るまで一年間待つことを伝えている⁷²⁾。

このSECの意向を受けて、民間会計団体ではむしろ積極的に調査研究活動を進めていった。特に、作成されたSEC規則の骨組みを与えることになる重要な研究としては、先のFEIの『多角化企業の財務報告』(1968. 6)⁷³⁾、全米会計士協会(NAA)の『企業のセグメント別外部報告』(1968. 4)などが挙げられる。

FEIの研究プロジェクトの実施は、早くも1966年に決定され、その12月にRobert K. Mautzに委ねられた⁷⁴⁾。FEIがこのようなプロジェクトを組むことになったのは、「関係当局がかかる報告の必要性および限界について適切な調査を行うことなく、コングロマリット企業に追加

71) このSECの方針は、1966年のAICPA総会におけるCohen委員長の演説で、規則設定での会計士への協力要請となって現われた。Address, Marnuel F. Cohen, before the 79th Annual Meeting of the AICPA, reprinted in U. S. Congress, Senate, *op. cit.*, p. 2135.

72) K. Fred Skousen, "Chronicle of Events Surrounding the Segment Reporting Issue," *Journal of Accounting Research*, Autumn, 1970, p. 294.

73) セグメント別財務報告に対する勧告案は、最終報告書に先立ち、1967年12月に公表されている。

74) 具体的な研究方針および助言は、管理委員会(Administrative Committee)により与えられた。その委員はSECの主任会計官をはじめ、AICPA, NYSE, NAA, 財務アナリスト連盟, アメリカ法律家協会, 投資銀行家協会の代表からなり、このプロジェクトに対する関係団体の関心の深さを示している。

68) U. S. Congress, Senate, *op. cit.*, pp. 1982-1983.

69) Address by Manual F. Cohen, before the 79th Annual Meeting of the American Institute of Certified Public Accountants, October 5, 1966, reprinted in U. S. Congress, Senate, *op. cit.*, p. 2134.

70) U. S. Congress, Senate, *op. cit.*, p. 1991.

的情報を求めることを懸念したから」⁷⁵⁾である。すなわち、議会側の会計実務に対する批判の昂まり、SECの姿勢変更に対し、企業側が実態を踏まえた上で早急に自らの意向をその基準設定の場に反映する必要があると感じたのである。これは、他の民間団体においても同様である⁷⁶⁾。

NAAの研究は、Morton BackerとWalter B. McFarlandによって進められたが、これは既に1964年に『証券投資および信用供与の意思決定のための財務報告』として行われていた調査研究の一環として急遽取り上げられることになったものである。彼らの調査研究は、どのようなセグメント別財務報告が、資金供給者としての投資家や債権者にとって、最も役立つかを研究することを目的としていた⁷⁷⁾。

これらFEIやNAAの調査研究では、財務アナリスト、商業銀行家、大企業経営者たちのセグメント別財務報告についての意識調査も行っているが、財務諸表の利用者側ではこのような情報を強く期待しており、大企業の側でもこの成り行きに高い関心を払っていた⁷⁸⁾。内容に関する勧告では、セグメント別報告利益、監査の必要性等で意見の相違はみられるが、重要な報告セグメントの決定に関しては、各企業の経営者の判断を重視し、かなりの自由裁量を認め

ているところでは一致している⁷⁹⁾。この点は、議会や政府側の主張と対立しつつ、SECの規則やFASBのSFAS No. 14にまで継承されてゆくのである。

FEIの研究は、広範な実務調査を踏まえた具体的な勧告案を提出するところで評価されるが、セグメントが何を意味するかを明確化することを避け、報告内容でもその勧告を「関係者による判断と弾力性をもたせて採用」⁸⁰⁾することを主張し、特に監査証明を求めないとするなど、企業ディスクロージャーにおける経営者ならびに会計士の責任を軽減する性格をもっていることは否めない。

FEIやNAAの積極的な対応に比べ、会計基準設定の中心的役割を果たすべきAPBの基準設定に対する逡巡は、その苦しい立場を表わしていたのである。APBは、1967年9月に他団体の研究よりも早く、APB自身のセグメント別財務報告に対する見解を表明しているがそれは公式の意見表明の手段であるOpinionではなく、強制力をもたないStatementの形式を採ったのである。しかも、そのStatement No. 2『多角化企業による補足的財務情報の開示』では、単に、当面多角化企業には、

「その各産業セグメントについての補足的な財務情報を、自発的に開示する方向で、各社の状況を注

75) Robert K. Mautz, *Financial Reporting by Diversified Companies*, Financial Executives Research Foundation, 1968, p. v, reprinted in U. S. Congress, Senate, *Role of Giant Corporations*, Part 2B, 1973, p. 2914.

76) 末尾氏も、APBがOpinionを出さずに1967年という早い時期にStatementを公表することで、その意向を表明したのは、「セグメント別財務情報の自発の開示についてFEIの調査が完了しないうちに何らかの態度を示しておかないとSECが開示規則の改正に踏み切る可能性があると考えた」からだとする。末尾、前掲書49ページ。

77) Morton Backer and Walter B. McFarland, *External Reporting for Segments of a Business*, National Association of Accountants, 1968, p. 1.

78) *Ibid.*, pp. 3-4. Mautz, *op. cit.*, p. 144, reprinted in U. S. Congress, Senate, *op. cit.*, p. 2936, 末尾、前掲書、44-45ページ。

79) 特に、Mautzの勧告(Mautz, *op. cit.*, p. 157, reprinted in U. S. Congress, Senate, *op. cit.*, p. 2949.)ではそのセグメントを決定する時には、企業全体が単一の性格(unitary in nature)をもつ場合、すなわち「単一の幅広く規定された産業内(within a single broadly-defined industry)」で活動を行っている場合とか高度に統合されている場合には、セグメントに分割すべきでないと主張する。また、1967年11月中旬にはTulane大学でセグメント別財務報告に関するシンポジウムが開催され、SEC、政府、財務アナリスト、会計士、学界からの出席者が意見交換を行った。ここでも大勢において、セグメントの決定や情報内容で経営者の判断を重視する考えが主張された。Alfred Rappaport and Eugene M. Lerner, *A Framework for Financial Reporting by Diversified Companies*, National Association of Accountants, 1969, p. 48.

80) Mautz, *op. cit.*, p. 158, reprinted in U. S. Congress, Senate, *op. cit.*, p. 2950.

意深くかつ客観的に調査すること」⁸¹⁾

を、勧告することと、今後研究すべき問題領域をリストアップするに止まり、何ら具体的なガイドラインも提示しなかったのである。

APB は、この Statement 公表に先立ち、コングロマリット小委員会で検討を加えていたが、当時の APB の立場としては、セグメント別財務報告が企業の財政状態や経営成績の公正な開示に必要か否か疑問をもつとし、財務アナリストや政府機関等にとっての必要性や有用性を評価できないとしていた。しかし、その実施の可能性を研究し、その後最終的な意見を公表することを付け加えていた⁸²⁾。それは、「議会、SEC、アナリスト、証券引受業者等の圧力によって APB は現在の多角的企業による財務内容の開示の完全な見通しを早急に考えざるを得なくなっている」⁸³⁾からであった。

ところが、結局 APB はその活動期間の最後までセグメント別財務報告の基準設定には成功しなかったのである。議会や財務アナリストからの圧力や SEC の要請に対し、いち早く Statement は発表したが、この政治的な論争の場で会計基準設定の最終的責務を担うことは APB には出来なかったのである。この結果、SEC は会計基準の設定を民間会計士に委ね、その追認を行うという基本方針を維持することが出来なくなった。それゆえ、セグメント別財務報告の実施は、SEC 自らが主導的役割を果たして、財務諸表にはよらずに SEC への提出書類の Form 中の要求事項として実現されることになったのである。そのために、1960年代も終わりに近づくにつれ過熱化してくる合併運動

を憂慮する議会や政府機関からの批判は、SEC が一身に引受けなければならなくなったのである。

2. 1969年の SEC 改正規則に対する批判

(1) SEC 規則の性格

SEC は、1968年9月にセグメント別財務報告をその規則に盛り込むための修正案(第1次修正案)を公表した。既に民間会計団体はその研究を終了して、彼らの勧告を提出している。SEC は、それらの研究を受け入れて規則改正を行っていたのである⁸⁴⁾。これはさらに1969年2月の修正(第2次修正案)を経て、1969年7月に最終決定(改正規則)となった。

この規則改正の対象となったのは、企業が証券発行時に SEC に提出する登録届出書の Form であった。1933年証券法での Form S-1 (17 CFR Part 239 §239.11), S-7 (17 CFR Part 239 §239.26), 1934年証券取引法の Form 10 (17 CFR Part 249, §249.210) がそれにあたり、各 Form で財務諸表とは別に開示しなければならない項目のひとつ (Item) においてセグメント別財務報告が要求されたのである。これは1969年8月14日以降に効力が発揮されることになった。

改正以前の Form では、Form S-1, S-7, および10のそれぞれ Item 9, 5, 3 の場所において、企業に事業の説明を求めていた。そこでは、企業およびその子会社の現在および将来計画している事業の説明を求めているが、もしその事業が異なる製品、サービスからなっているならば、「前年度に全事業活動に対し15%以上を占めている各製品ないしサービス、あるいは類似する製品群、サービス群ごとの相対的重要

81) APB Statement No. 2-Disclosure of Supplemental Financial Information by Diversified Companies, September, 1967, para 11 (FASB, Financial Accounting Standards, Original Pronouncements, as of June 1, 1981, Commerce Clearing House, Inc., 1981, p. 387.)

82) Albert J. Bows, Jr., "Problem in Disclosure of Segments of Conglomerate Companies," Journal of Accountancy, December, 1966, p. 36.

83) 末尾、前掲書、49ページ。

84) Securities Act of 1933, Release No. 4922; Securities Exchange Act of 1934, Release No. 8397—Notice of Proposed Amendments to Forms S-1, S-7, 10, September 4, 1968, reprinted in U. S. Congress, Senate, Role of Giant Corporations in the American and World Economies—Hearings before the Subcommittee on Monopoly of the Select Committee on Small Business, Part 1A, USGPO, 1969, p. 764.

性を実施可能な限りにおいて」示すこととなっていた⁸⁵⁾。改正規則ではこの規定を修正し、各 Form の Item の内容を以下のように改めた。

(a)事業の概略説明, (b)(1) line of business (業種) の情報, (b)(2)製品群ないしサービス群の情報, (c)顧客についての情報, (d)国外での事業活動の情報, (e)事業を行っている産業の一般的競争状態の情報。このうちセグメント別財務報告に重要な(b), (c), (d)について概説したい。

(b)(1)の「line of business の情報」では、企業およびその子会社が2つ以上の line of business を有しているならば、各 line of business の (i) 総売上および収益 (ii) 臨時項目、税引前の損益を額か比率で表示することを求める⁸⁶⁾。ただ、これらの情報を開示する line of business は、最近2年間のいずれかで(A)総売上、収益額の10%以上、(B)損失計上した line of business の損失額を含まない臨時項目、税引前の利益総額の10%以上、(C)(B)の利益総額に対し損失額が10%以上を占めるという条件のいずれかを満たすものに限られる。さらに、この条件は、過去2年間のいずれかで、総売上、収益額が5,000万ドル以下の場合、10%でなく15%の比率が適用される。しかも、情報開示を求められる line of business は、最も重要な10個まででよいとされるのである。

(b)(2)の「製品群ないしサービス群の情報」では、line of business よりも小さな分類で、関連する製品群やサービス群ごとに同様な10%、15%テストを適用して、それぞれの売上、収益および利益情報を求めている。

(c)の「顧客についての情報」は、企業活動が重要な顧客に依存する場合、その顧客名とその関係、さらにその取引の重要性を報告することを求める。

(d)の「国外での事業活動の情報」では、国外

での事業活動が企業にとって重要であれば、その事業の重要度とリスクについて、「適切な開示」を求める。また「可能であれば」との条件付で、利益額および相対的利益率の開示を指示しているのである。

ここで、SEC 規則の性格をより明らかにするため、第1次修正案から改正規則に至る修正経過をみてゆこう。第1次修正案の段階では、セグメント別情報がかなり詳細となっていた。すなわち、収益、利益の他に資産も「可能ならば」の条件付ではあるが同じく開示を求めている。さらに政府関連取引の開示を特別に分離し、単一の顧客や国外での事業活動と併せて、line of business と同様の収益、利益および資産情報を要求していた。その時には10%テストを適用する細則が付けられていた。報告すべきセグメントは、「関連性を有するあるいは類似する製品またはサービスのそれぞれのクラス」という表現が用いられていた。

この第1次修正案に対し、関係団体からは300通に及ぶ意見が寄せられたが、そこで批判の対象とされたのは、「製品あるいはサービスのクラス」との表現、10%テスト、資産情報の開示、重要顧客情報や国外事業活動情報の開示、セグメント別情報公開による競争上の不利益、単一業種企業や垂直統合企業にとっての不利益および過去5年間に亘る情報公開の不利益などであった⁸⁷⁾。

例えば、General Motors (GM) ではセグメント別財務報告の実施自体を経営者の判断とすることを主張している。特に「製品あるいはサービスのそれぞれのクラス」との表現では詳細に過ぎると反発し、FEI 研究における Mautz の勧告にある「幅広く規定された産業」のような弾力性をもたせた表現を採用することを主張している。GM はさらに、10%テストがあまりに狭すぎるとし、GM のような垂直統合企業に

85) *Ibid.*, pp. 764-765.

86) これらの情報は、(i)過去5年間、(ii)1967年1月1日以降に終了する事業年度から当年度まで、(iii)事業を開始してから当年度までのうちいずれか最も短い期間に遡って開示されなければならない。

87) K. Fred Skousen, "Standard for Reporting by Lines of Business," *Journal of Accountancy*, February, 1970, pp. 42-43.

対する規則適用の緩和を明記するよう要請している。情報内容についても、資産情報の困難性、地域分割の競争上の不利益をあげてこの第1次修正案を批判したのである⁸⁸⁾。このような批判は APB, FEI, NAA の意見においても同様にみられる⁸⁹⁾。

SEC は、このような意見を大幅に採用し、翌1969年2月に第2次修正案を公表した。ここではセグメントの表現を「line of business」と改め、報告すべき line of business の数を10個までとしたのである。この line of business が何を意味するかは漠然としている。SEC では、各企業ごとに、提供する製品、サービスや合併以前の企業の経歴の違い、あるいは市場、使用原材料、製造工程および競争状態という事業活動における特徴に差異が存在することを考慮し、個別企業ごとに line of business を決定するのが実際的で望ましいと説明するのである。さらにその決定においては、企業構造を熟知している経営者が合理的判断基準に従ってその事業活動を分割出来る最も適した位置にいるという立場を採用した⁹⁰⁾。その結果、第1次修正案に対する批判に沿う形で、経営者に対し自由裁量の余地を大きく残すことになったのであり、先のGMではこの修正を満足をもって支持するようになったのである⁹¹⁾。

一方この第2次修正案では、全ての資産情報や政府関連取引の開示要求を削除し、地域、顧客別の情報規定も大きく緩められることとなった。

最終的に1969年7月に公表された改正規則では、さらに規模における競争上の不利益を考慮して、5,000万ドル以下の総収益しかない場合の15%テストを採用し、規則の緩和を図っている。また、第2次修正案からは、垂直統合企業に対する規則適用の批判に応じて、製品、サービスの移転が2つのセグメント間で大きい場合、両者を単一のセグメントと認める規定を追加していた。そこで第2次修正案では、このような垂直統合企業あるいは単一の line of business しかない企業に対し、line of business とは別に製品群ないしサービス群ごとの情報公開を迫った。しかし、改正規則において、単一の line of business であるとか垂直統合企業に対する限定を解除した反面、この情報は line of business と結合して報告することを認めたため、実質的には単独で公開されることはなくなったのである。

このように、1969年の SEC 改正規則は、その作成過程において産業界や民間会計団体の意向を重視し、報告企業の負担を軽減するより弾力的な内容へと第1次修正案を変更していったのである。議会や政府機関では早く規則作成を進めることを SEC に要求していた。SEC はその圧力を受けて、改正規則を作成したが、それは登録届出書にのみ適用される限定的なものであった。これと同様のセグメント別情報の要求が、SEC 向け年次報告書の様式、Form 10-K (17 CFR Part 249, §249.310) にも拡大されるのは1970年10月であり、さらに株主向け情報 (17 CFR Part 240, §240.14a および 14c) では1974年10月になってからである。しかし、SEC のセグメント別財務報告規則の完成は、後に五でみ

88) Letter dated November 4, 1968, from R. C. Gerstenberg, Executive Vice President, General Motors Corporation, to Orval L. DuBois, Secretary, Securities and Exchange Commission, reprinted in U. S. Congress, Senate, *op. cit.*, pp. 825-829.

89) "APB Gives Partial Approval to SEC Disclosure Proposal," *Journal of Accountancy*, April, 1969, p. 12, "APB Comments on SEC Proposal on Product Line Reporting," *Journal of Accountancy*, December, 1969, p. 12, Rappaport and Lerner, *op. cit.*, p. 53.

90) Securities Act of 1933, Release No. 4988; Securities Exchange Act of 1934, Release No. 8650-Adoption of Amendments to Forms S-1, S-7, and 10, July 14, 1969, reprinted U. S. Congress, Senate, *op. cit.*, p. 771.

91) Letter dated March 7, 1969, from T. A. Murphy, Treasurer, General Motors Corporation, to Orval L. DuBois, Secretary, Securities and Exchange Commission, reprinted in U. S. Congress, Senate, *op. cit.*, pp. 831-832.

るように1977年末の Regulation S-K まで待たねばならなかった。

(2) SEC 規則に対する議会、政府の批判

SEC がセグメント別財務報告の規則を公表した1969年になると、合併活動そのものおよびその情報に関心を寄せる議会、政府機関の活動が急速に活発化してきた。その過程で、財務報告の問題が多く取り上げられてきている。

1969年5月に提出された Johnson 大統領の反トラスト政策調査班報告書 (Neal Report) では、その調査活動の過程で企業情報の質を問題にしている。

「経済政策の立案には種々の財務的、経済的情報を必要とする。それらは、例えば諸産業での競争の構造、価格と原価の関係、各産業の利益率、買収活動、工場建設、そして経済的あるいは反トラスト政策の立案に必要なその他多くの要素に光を当てる情報である。このような情報の多くは (商務省の) 国勢調査 (Census) に集められているが、その国勢調査は個々の企業に関する情報公開を禁ずる法に縛られている。」⁹²⁾

ゆえに、新たに政策立案や調査に活用出来る情報を求めるように行動すべきであると主張している。そこで、セグメント別財務報告の規則作成を手掛けている SEC に対し FTC や司法省反トラスト局と共同して反トラスト的観点から利用可能なように利益情報の拡大を勧告したのである⁹³⁾。

この1969年6月には、下院司法委員会反トラスト小委員会がコングロマリット企業6社をサンプルに集中審議を開始したが、そのスタッフレポート (1971) では、セグメント別財務報告の法制化の努力を小委員会レベルで推進すべきであると勧告している。彼らの主張によると、

連結財務報告では一般投資家同様、証券分析家にとっても多数の事業に携わる企業を適切に評価することは不可能であるとしている。しかし、企業の内部管理においてはプロフィットセンターごとの詳細な財務情報が既に用いられているため、それらの情報が公開されるならば、事業状況についての追加的な情報として競争を刺激出来ると考えていた⁹⁴⁾。それゆえ、

「国内外で年間2,500万ドル以上の売上をあげるか、同額の資産を有する企業に対し、彼らの事業活動で普通に維持されているプロフィットセンターについての損益計算あるいは貸借対照表の情報を公開する報告書の提出を義務づける法制化について、小委員会はこれを支援すべきであると勧告する。」⁹⁵⁾のである。

さらに、同1969年7月には、上院中小企業特別委員会独占小委員会 (委員長 Gaylord Nelson 上院議員) が、米国の巨大企業の役割についての一連の公聴会を開始した。この小委員会では、「長年に亘り、垂直的に統合されたり、多角化した大規模な競争者、すなわち巨大企業の公表財務諸表での業種の連結から生じる小規模、単一ライン事業企業にとっての問題に関心を払ってきて」⁹⁶⁾いたのである。Nelson 上院議員は公聴会に先立ち、SEC に、作成を進めているセグメント別財務報告の規則がこの小委員会の関心である競争市場の維持に役立つか尋ねている。それと同時に、企業経営の多角化が急速に進展しているこの時期に、SEC の規則修正作業が遅すぎ、時間を要するため、小委員会でその法制化を考えていることを伝えていた⁹⁷⁾。そこで7月9日の Journal of Commerce では SEC が第1次修正案をかなり緩和してきたことに対し、「Nelson 上院議員は提案中の SEC 規則

92) *Report of President Johnson's Task Force on Antitrust Policy ("The Neal Report")*, Filed July 5, 1968, Released by the Bureau of National Affairs, Inc., May 21, 1969, p. 11, reprinted in U. S. Congress, Senate, *Economic Concentration*, Part 8, p. 5065.

93) "The Neal Report," p. 12, reprinted in U. S. Congress, Senate, *op. cit.*, p. 5066.

94) U. S. Congress, House, *op. cit.*, p. 442.

95) *Ibid.*

96) Letter dated July 9, 1969, from Senator Gaylord Nelson to Chairman Harmer H. Budge of the Securities and Exchange Commission, reprinted in U. S. Congress, Senate, *Role of Giant Corporations*, p. 759.

97) *Ibid.*, pp. 760-761.

(本稿での第2次修正案—筆者)を『はるかに越えた』(厳しい)法案をつくると脅してきている。Hart 上院議員(反トラスト独占小委員会)は、最近の意見の中で、SECの提案の内容とその進展の速度に不満足だとのべている」と報じている⁹⁸⁾。

SECのHarmer A. Budge委員長はそれに答えているが、SECの作成する規則は小委員会の目的に沿ったものではないとし、小委員会の法制化が競争の公平さを求める目的を満たすのに必要であるか否かを決定する権限をもっていないと、SECとして反論している⁹⁹⁾。

1969年7月14日には、SECの改正規則が公表されたが、同日のWall Street Journal紙やWashington Postなどの各紙では、SECが「line of business」を限定せず、その判断を各企業の経営者の判断に委ねたことを特に報じていた¹⁰⁰⁾。このようなセグメントの決定に関する批判としては、既に同年1月に提出されたJohnson大統領の物価安定閣領会議の報告書がSECの採用する10%テストの不適切さを主張していた。同報告書中の『スタディペーパーNo. 2—産業構造と競争政策』(1968.12)はその「コングロマリット企業による公表財務報告」の項で、SECの第1次修正案の10%テストを批判している。

すなわち、企業経営のコングロマリット化は、企業内部に数多くの異なる製品群を持たせるようになったが、その結果、個々の製品群は企業内での相対的重要性が低下してしまった。ゆえに、SECの10%テストでは余りに大まかに過ぎ、その情報はほとんど無意味なものとな

ってしまうというのである。

いま、国勢調査(Census)による産業分類を用いてSECの10%テストを適用すると、米国でのトップ50社の756部門中105部門(14%)についてしか部門情報が得られなくなってしまう。ただ、これでも国勢調査の「産業分類」は、SECの第1次修正案での「製品群」よりもかなり広いため、割合は過大なものとなっているという。これを総売上上に占める割合を5%とするか、売上高が2,500万ドル超の部門というように規則を強化すれば、317部門(42%)に拡大するというのである(表4—1)。

そこで、このスタッフレポートでは、1.10%テストのレベルを5%あるいはそれ以下にする。2.売上高がある一定の額、例えば2,500万ドルを超える全ての製品群に対してその売上、収益の報告を求める。3.重要な合併、買収の後、コングロマリット企業は一定の期間採用した会計基準を変更することなく、被合併企業の財務的業績を分離して報告させる。4.投資家や競争市場に関心がある反トラスト規制機関にとって、コングロマリット企業の重要性が昂まってきたため、SECは投資家と同様、FTCや司法省の意見を聞くようにすべきであると、勧告したのである¹⁰¹⁾。

しかし、SECは産業界や会計士の意見を尊重し、議会、政府機関からの意見には極力抵抗していったのである。このSECの姿勢や改正規則に対し、議会、政府機関を代表して強く批判していったのがFTCであった。そこで次にFTCの主張、さらにSEC規則への不満からついには独自の権限において企業にセグメント別報告を要求するようになる経緯をのべてみたい。

98) Jan Nugent, "Big Firms Fight Data Request," *Journal of Commerce*, July 14, 1969, reprinted in U. S. Congress, Senate, *op. cit.*, Part 1, pp. 553-554.

99) Letter dated July 9, 1969, from Chairman Budge of SEC to Senator Nelson, reprinted in U. S. Congress, Senate, *op. cit.*, Part 1A, pp. 761-763.

100) U. S. Congress, Senate, *op. cit.*, pp. 778-780.

101) *Study Paper Number 2: Industrial Structure and Competition Policy, by the Staff of the Cabinet Committee on Price Stability*, December, 1968, reprinted in U. S. Congress, Senate, *op. cit.*, pp. 820-821.

表 4—1 トップ 200 社が報告する産業部門数

	報告されることになる企業内部部門数							
	トップ50社		51—100位の企業		101—150位の企業		151—200位の企業	
	部門数	%	部門数	%	部門数	%	部門数	%
企業内の部門総数	756		604		461		399	
企業の総売上に対し10%以上を占める部門	105	14	117	19	120	26	158	40
企業の総売上に対し5%以上を占める部門	189	25	176	29	169	36	186	47
企業の総売上に対し5%以上を占めるか2500万ドル超の売上の部門	317	42	228	38	170	36	186	47

出所) *Study Paper Number 2: Industrial Structure and Competition Policy, by the Staff of the Cabinet Committee on Price Stability*, December, 1968, reprinted in U. S. Congress, Senate, *Role of Giant Corporations in American and World Economies*, Part 1A, USGPO, 1969, p. 821.

3. FTC 主導の LB プログラム

(1) FTC の SEC 批判

FTC は、1914年の設置当初から企業や産業情報の収集の任にあたってきたおり、「情報収集と公表の必要欠くべからざる手段として」¹⁰²⁾機能することを求められていた。その系譜は今世紀初めのトラスト企業の情報収集の必要を主張する Theodore Roosevelt 大統領が設置した Bureau of Corporation にまで遡る。この役割は FTC に引き継がれ、1930年代には臨時国民経済調査委員会 (Temporary National Economic Committee) の調査研究を担い、第二次世界大戦後は1947年からの QFR (Quarterly Financial Report for Manufacturing Corporations) プログラムによって産業別利益、原価情報の集計を行ってきた¹⁰³⁾。

当然ながら、1960年代における合併運動は

FTC の強い関心となっており、1969年8月には上院反トラスト独占小委員会の要請を受けて、当時の企業合併の実態を広範に調査し、“Economic Report on Corporate Mergers”をまとめている。また、1972年には代表的コングロマリット企業9社¹⁰⁴⁾をサンプルにし、その合併活動の経済的効果、会計報告の実務を“Conglomerate Merger Performance: an Empirical Analysis of Nine Corporations”として報告している。

前者の調査の結果、「競争上の脅威となるようなコングロマリット合併に対する Celler-Kefauver 法の施行にも拘わらず反トラスト機関の現在有する権限の及ばない諸要因が経済的効率性には関係なく買収を刺激している。」¹⁰⁵⁾との認識をもつようになった。それゆえ、大企業の財務活動についてのより完全な外部報告を求め、買収活動に対しての税制面での

102) Address to the Congress on January 20, 1914, in Message and Papers of the Presidents, vol. XVI, p. 7916, quoted from Federal Trade Commission, *Statistical Report: Annual Line of Business Report, 1974, Report of the Bureau of Economics*, September, 1981, USGPO, p. 4.

103) R. T. McNamar, “FTC line of business reporting: Fact and Fiction,” *Financial Executive*, August, 1974, p. 20.

104) 9社の内訳は、International Telephone and Telegraph Corp., Ling-Temco-Vought, Inc., Litton Industry, Inc., Gulf & Western, Inc., Textron, Inc., FMC Corp., Rapid American Corp., Norton Simon, Inc., White Consolidated Industries, Inc. である。

105) Federal Trade Commission, *Economic Report on Corporate Mergers*, p. 19.

優遇を是正するなどの行政的、さらには立法的な行動を起こす必要性を主張するのである¹⁰⁶⁾。特に、買収を通して加速化された企業経営の多角化が、連結財務諸表の下では企業の財務情報、さらに産業情報の質の低下をもたらしていることを主張し、その改善を強く勧告することになったのである¹⁰⁷⁾。

このような主張は、1972年の報告書において具体的に、実際のコングロマリット企業の報告実務の調査報告を通して、より一層明確にされている¹⁰⁸⁾。産業内の個別企業が買収によってその情報を公表しなくなることは、企業評価にあたり、その継続的利益情報を産業内他企業と比較検討することを不可能にしている。例えば、Gulf & Western は1965—1968年の間に、1,000万ドル以上の資産規模の企業を10社買収した。その中には、特定の産業内で主導的な位置にある企業があり、Consolidated Cigar (1968年買収) は買収時において米国最大の葉巻製造業者であり、South Puerto Rico Sugar (1967年買収) は砂糖精製業における第3位にランクしていた。1965年時には、公けに入手することが出来たこれらの企業の情報は1970年には入手不可能となったのである。他産業においても同様であり、食肉缶詰業界ではトップ4社中3社 (Armour, Wilson, John Morrel) は既に独立企業ではなく¹⁰⁹⁾、レンタカー業界では3つの代表的企業 (Hertz, Avis, National) の全てが吸収合併されてしまっていた¹¹⁰⁾。電気機器の分野

でも大企業が重要な役割を担っており、General Motors は Frigidaire 部門を通して、Ford は Philco 部門を通して、さらに White Consolidated Industries は Kelvinator 部門を通して米国における冷蔵庫の大生産者となっていた¹¹¹⁾。しかも、実際の企業の財務報告実務においては、これらの産業情報はほとんど得られない状態だったのである¹¹²⁾。

企業の財務報告に対する FTC のこのような不満は、当初 SEC 規則への期待として現われてきた。SEC が1968年から1969年にかけてセグメント別報告規則作成を進めていることを評価しつつも、その内容については多くの不満をもっていた¹¹³⁾。ゆえに、再三 SEC に対し、「FTC の協力の下に、多くの製品を有する企業の製品群別報告の規定を拡大するように」¹¹⁴⁾要請してきたのである。しかし、SEC は終始一貫してそのような申し入れを拒否してきたのである¹¹⁵⁾。SEC では反トラスト政策目的での利用に適するセグメント別報告を採用する積りはなかったのである。

FTC が SEC のセグメント別報告に不満をもつ最大の点は、そのセグメントの決定をほぼ経営者に委ねている点であり、政府機関がより厳密に決定した産業分類に準拠させることを望んでいたのである¹¹⁶⁾。すなわち、SEC の line of business では大規模なコングロマリット企業になればなるほどその情報の意味を失

106) *Ibid.*

107) *Ibid.*, p. 20. FTC では、企業ならびに産業情報の欠落の問題を説明して、財務報告の経済的意義を挙げている。財務報告は、産業間の資源配分ならびに経営効率の改善に役立ち、その機能が十分果たされずに情報の欠落を生じること、ひとつの参入障壁となるとするのである。Federal Trade Commission, *Conglomerate Merger Performance*, pp. 89-93. これは、早川、前掲書、220-221ページに詳しい。

108) サンプル企業の報告実務の問題は、早川、前掲書、252-269ページ参照。

109) Federal Trade Commission, *op. cit.*, pp. 88-89.

110) Federal Trade Commission, *Economic Report on Corporate Mergers*, p. 139.

111) Federal Trade Commission, *Conglomerate Merger Performance*, p. 89.

112) *Ibid.*, pp. 87-125.

早川、前掲書、252-269ページ参照。

113) Federal Trade Commission, *Economic Report on Corporate Mergers*, p. 140.

114) U. S. Congress, Senate, *Economic Concentration*, Part 8, 1970, p. 4819.

このような意見は、上院反トラスト独占小委員会や物価安定閣議会議の報告書などでも主張されるのである。

115) この SEC の姿勢は反トラスト独占小委員会における証言で Cohen 委員長によりはっきりとべられている。U. S. Congress, Senate, *op. cit.*, pp. 4841-4843.

116) *Ibid.*, p. 4597.

うと主張する。FTC は1970年に SEC 改正規則にもとづいて提出されたデータを検証したが、そこでサンプルとした19社のうち売上高が15億ドルを超える最大6社となると、その売上高の60%が SIC 2桁産業中分類以上のかなり広い分類のもとに報告され、4桁産業細分類のようなより詳細な分類で報告している部分は9%にしかならなかったという。これが、2,000万ドルから5,000万ドルの売上規模の企業6社では各々23%, 63%と逆転していた。これはセグメント別情報の企業間比較を不可能とし、中、小企業に、より詳細なデータの提供を求めることになるため、競争上の不公平をもたらすと主張していた¹¹⁷⁾。

このような結果をもたらす原因は、報告する line of business を決定する時の10%テストにあるという。サンプル企業は平均して5つの line of business を報告していたが、それらの企業の平均部門 (division) 数は31に及んでいた。この差はどこから生じるのか。例えば、General Motors では50の異なる業種に携わっており、しかもそのそれぞれで主導的な位置にあった。しかし、報告されるのは、「自動車」としてのみであり、冷蔵庫では米国有数の Frigidaire 部門については売上も利益も報告されない。それはこの Frigidaire 部門の売上高が GM の総売上高230億ドル (1968) の10%, 23億ドルを超えていないからである。この23億ドルの売上高とは、当時の米国のトップ25製造企業の内に入る額に匹敵するものであった。1968年では、10億ドル以上の売上高の企業は100社以上あったが、これらの企業で、ある部門を line of business として報告するには1億ドル以上の売上高が必要となる。この1億ドルという売上高とは、その部門だけでトップ500製造企業の内に入る額であった¹¹⁸⁾。

SEC のセグメント別報告に対する FTC の不満は、先にみた議会、政府機関と共通のもの

である。彼らは、厳格で詳細な規定に従ったセグメント別情報を企業に公表させたかったが、SEC の改正規則ではついに満足を得ることが出来なかった。そこで、FTC は SEC に対する期待を放棄し、独自の権限をもってセグメント別情報の強制的収集を開始することになったのである。

(2) FTC 独自の LB プログラム

FTC の活動は、まず1970年から QFR プログラムの修正として始められた。QFR は統計的資料収集を目的とし、SEC と共同で1947年から実施されてきた。各企業は標準産業分類 (SIC) に従い、耐久財15、非耐久財16に分類され、産業別あるいは資産規模別に売上高、原価、連邦税、税引後利益、減価償却費等損益勘定項目と現金、政府証券、有形固定資産、借入金、連邦税繰延額、資本金、資本剰余金、少数株主持分等の貸借対照表項目が集計された。対象企業は、1971年で9,665社で、資産規模別にみると10億ドル以上111社、1,000万ドル以上2,740社、それ未満が6,925社となっていた¹¹⁹⁾。FTC と SEC は、これらの企業を分割担当し、各々の Form (例えば SEC は Form R-1, FTC は Form MG-1) を送付し、データを回収していた。しかし、大企業約2,500社は SEC の担当で FTC は関与出来なかったのである。

この QFR プログラムを改善する必要性も、セグメント別財務報告と同様、企業経営の多角化の拡大にあった。すなわち、QFR では企業がいくら多角化していても、唯ひとつの産業に分類されてしまうため、企業情報がその産業のものとして集計されてしまうのである。例えば、Ling-Temco-Vought, Inc. (LTV) の場合、食肉、薬品、化学製品、軍需関連品、航空宇宙産業、鉄鋼、電子電気機器、スポーツ用品、航空運輸、ワイヤーケーブル等と、国内外で直接あるいは子会社を通して関連する典型的

117) U. S. Congress, Senate, *Role of Giant Corporations*, Part 2A, 1972, pp. 1812-1813.

118) *Ibid.*, pp. 1813-1814.

119) Federal Trade Commission and Securities and Exchange Commission, *Quarterly Financial Report for Manufacturing Corporations, First Quarter, 1971*, USGPO, 1972.

コングロマリット企業であったが、食肉関係が総売上高の36%、連結利益では149%を占めるため、QFRでは「産業コード20、食品と関連製品」として分類されてしまうのである。これは、その産業でのデータの増しとなるばかりでなく、他の産業での過少報告となる。LTVの「航空宇宙産業」の売上高は、8億2,000万ドル(1970, SECへのForm 10-K)であったが、同年のQFR「産業コード372、航空機と部品」での全体売上高255億ドルの3%にあたるのである。同様な例を、U. S. Steel社でみると、そのUniversal Atlas Cement部門は、セメント産業での主導的地位にあったが、その情報は「産業コード331、鉄ならびに粗鋼」に含められ、「産業コード32、土石およびガラス製品」からは除外されていたのである¹²⁰⁾。

このような認識のもとに、FTC内部でQFR改善が検討されたが、そこで出された方針は、SEC規則とは対照的に、かなり厳密で経営者の判断の入る余地を極力排除したものであった。例えば、企業報告の強制化、年間2億5,000万ドル以上の企業で、年間2,500万ドル以上の売上をあげている事業所、子会社およびプロフィットセンターには、QFRで求めているのと同様の情報を求めている。しかも、その部門の決定では企業の任意性は認めず、国勢調査の企業分類、3桁産業小分類のレベルを適用、特に集中化が進んでいたり参入障壁の高い産業ではより詳細な4桁産業細分類としたのである¹²¹⁾。

この段階ではまだ、FTCとしてはこの方針をSEC規則に反映させようとしていた。しかしこの意向はSECには受け入れられなかった。そこでまず、QFRプログラムの担当権限

をSECから譲りうけ、¹²²⁾その改善に着手することになるのである。

FTCは、それまでQFRにデータを提供していた企業全てに対し、「事業の性格(Nature of Business)」を知り、企業を特定産業や規模で分類するためにForm NBを用いていた。FTCではこれを応用し、大企業に対してその事業活動をline of businessに分割した上で、各line of businessごとに収益、利益情報を報告させることを考えた。そのために、新たにForm LBを用い、これで収集したデータを年度ごとに公表することでQFRを補足し、より純度の高い産業情報を求めようとした。そこで、1970年12月にはForm LBの認可を行政管理予算庁(OMB)に要請したのである¹²³⁾。

このForm LBにおけるline of businessとは、SECと同じ呼称ながら内容は大幅に異なる。すなわち、事業活動を国内に限定し、電気、ガス、金融、保険等他の規制機関の監督下にある産業を除外した上で、OMB作成の企業標準産業分類(Enterprise Standard Industrial Classification)の3桁産業分類に準拠し、総収益に対し10%以上あるいは1,000万ドル以上の収益をあげているか、の基準を用いて決定される¹²⁴⁾。

FTCでは、このForm LBを試験的に10億

120) Working Paper "A" By Senator Gaylord Nelson and Raymond D. Watts, "The Nature and Dimensions of Corporate Survey" reprinted in U. S. Congress, Senate, *op. cit.*, Part 2, 1972, pp. 1203-1212.

121) U. S. Congress, Senate, *op. cit.*, Part 2A, pp. 1815-1816.

122) *Ibid.*, pp. 1819-1820. この結果、1971年第4四半期からQFRをFTCが単独で行うことになった。

123) Informal, Unsigned Memorandum Dated December 1, 1970, from the Federal Trade Commission to the Office of Management and Budget "Request for Clearance, Line of Business (FTC Form LB) Report," reprinted in U. S. Congress, Senate, *op. cit.*, p. 1821. 当時OMBはFederal Reports Actの下に、連邦政府のための情報収集に用いられる総てのForm, Questionnaire(質問表)を認可する権限を有していたのである。

124) U. S. Congress, Senate, *op. cit.*, pp. 1824-1827. このFormでは、「FTC Code 20.1 Meat Product」のような151の産業分類が示されていた。

ドル以上の資産規模のトップ 102 社に対して使用し、1970年分のデータ収集を考えていた¹²⁵⁾。しかし、結局この1970年での計画は問題点が多いとして OMB に認められなかった。しかも、企業や FEI などの産業界から強い反発を受けたのである¹²⁶⁾。

しかし、FTC のこの試みは継続され、ついに1974年 8 月にはサンプルに選んだ大企業 345 社に line of business 情報を求めるための Form を送付するところまで漕ぎ着けたのである。FTC では1973年 8 月に、Form 改正草案を作成した。これを受けた OMB の連邦報告書に関する経営諮問会議 (Business Advisory Council on Federal Report) の公聴会 (1973.10) や、草案に対する多くの意見を参考に、さらに12月には修正案を関係者に送付するなどの手順を踏み、翌年 3 月に最終案をまとめ上げた。委員会の承認を得たこの最終案は、会計検査院 (General Accounting Office: GAO) に提出され、1974年 5 月にはその承認を得ることが出来たのである。連邦報告書法 (Federal Report Act, 44. U. S. Code §3512) の下で情報収集に用いられる調査様式の認可権限が、Alaska Pipeline Act (1973.11) の通過に伴い、OMB から GAO に移ったことは FTC にとって幸いであった。これにより、認可を出すのに慎重であった OMB ではなく、より認可手続の簡単な GAO に Form の認可要請を提出出来るようになったのである¹²⁷⁾。

その後の FTC の LB プログラムの経過をみると、1973年分のデータは 345 社中 228 社からしか集められなかった。GM, GE, Du Pont など残り 117 社は、LB プログラムに対し訴

訟をおこし、データの提出を拒否したのである¹²⁸⁾。しかし、翌1975年にも FTC は前年の Form を修正した 1974 Form LB を大企業約 450 社に送付した。前年の試験的经验をもとに、いよいよ本格的なプログラムの実施が始められたのである¹²⁹⁾。この時も、約 180 社が LB プログラムの違法性を訴え、データ提出を拒否した。結局、FTC は1973年分の 117 社のデータ収集を放棄することを決めたが、1978年に最高裁判所が企業側の訴えを却下したため、1974年分以降は順調に全対象企業からデータを収集することが出来たのである¹³⁰⁾。

この FTC の Form LB における特質は、line of business の決定を細かく規定していることと、求める情報内容の多様さであろう。1974 Form LB は、line of business を決定するための基本概念を図 4-1 のように示している。国外での事業活動と他の政府機関の監督下にある事業活動を除いた事業活動は、基本的構成単位 (Basic Component) ごとに、FTC が SIC をもとに独自に分類した産業分類 (FTC Code) に従って産業別にまとめられ、そのまとめられた各々が line of business とされた。基本的構成単位は、事業所、製品群、プロフィットセンター、事業部などの企業の組織単位と

125) *Ibid.*, p. 1835.

126) *Ibid.*, pp. 1836-1843. 産業界からの主な批判点を 2 つ挙げてみると、1. 規制機関としての機能を併せもつ FTC が、収集した個別企業情報を統計資料としてばかりでなく、規制目的で使用するのではないか懸念がある。2. FTC の産業分類が、企業の内情と合わない。そこで、企業側では SEC 規則のような弾力性をもたせることを主張した。

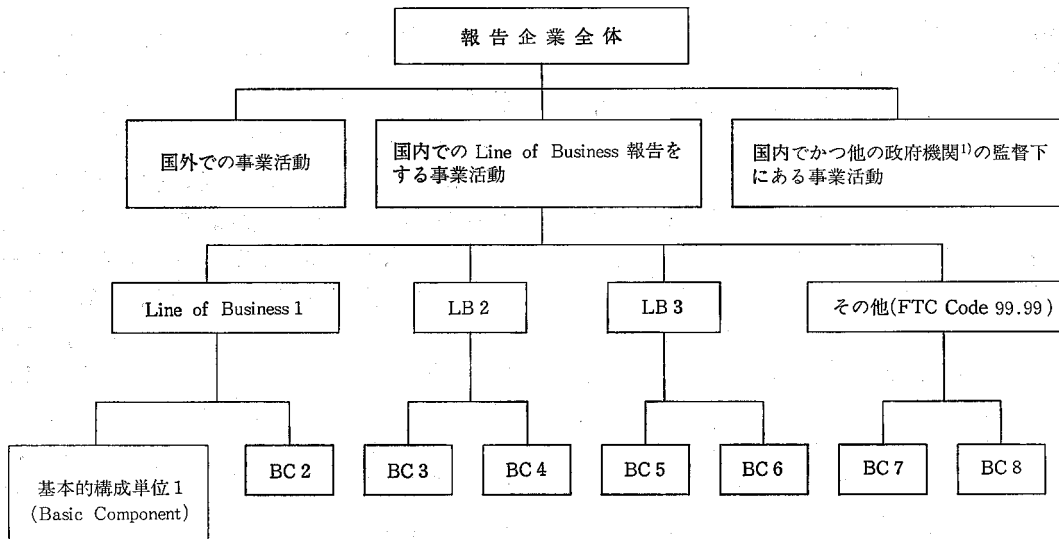
127) McNamar, *op. cit.*, p. 23.

128) Federal Trade Commission, *Supporting Statement FTC Form LB, 1974 Survey Version*, July 1, 1975, reprinted in Federal Trade Commission, *Statistical Report: Annual Line of Business Report, 1974*, pp. 350-351, p. 353. John C. Burton, Russel E. Palmer and Robert S. Kay, *Handbook of Accounting and Auditing*, Warren, Gorham & Lamont, 1981, ch. 32, pp. 28-29. 企業側の訴訟理由は、高コスト負担、情報の機密性、FTC の産業区分の不合理性などであった。

129) このプログラムは、1977年度分のデータ収集まで続けられている。

130) Federal Trade Commission, *Supporting Statement FTC Form LB 1975/1976*, reprinted in Federal Trade Commission, *Statistical Report: Annual Line of Business Report, 1975*, Report of the Bureau of Economics, USGPO, September, 1981, p. 278. "FTC Drops 1973 LOB Inquiry in Favor of 1974 Effort" *Journal of Accountancy*, June, 1976, p. 19.

図 4-1 FTC の Line of Business の構成



1) 州際商業委員会 (ICC), 民間航空委員会 (CAB), 連邦通信委員会 (FCC), 連邦電力委員会 (FPC)

出所) Federal Trade Commission, *FTC 1974 Form LB General Instruction* reprinted in Federal Trade Commission, *Statistical Report : Annual Line of Business Report, 1974, Report of the Bureau of Economics*, USGPO, September, 1981, p. 250.

するが、その産業の決定、垂直的関連事業の扱い等にも細かな指示が与えられる¹³¹⁾。FTC Code は、基本的構成単位の産業決定にあたり必ず準拠せねばならないものであるが、製造業を中心として 1973 Form LB では 228, 1974 Form LB では 275 にもおよぶ。多くは、SIC 3 桁、4 桁程度の分類となるが、中には passenger car (1974 FTC Code 37.01), trucks

(同 37.02) のように、5 桁分類となっており詳細なものになっているものも含まれている。

その line of business ごとに報告しなければならない情報は詳細を極め、収益、費用、利益項目で 18, 資産項目 13, 補足的財務、統計データで 24 項目に亘っている。利益額にしても、収益に、内部振替額、売上原価さらにその line of business に直接係わる広告宣伝費、販売費および一般管理費を加減して貢献利益を出させ、他の line of business と共通に発生した費用項目の配賦額を控除した後の営業利益まで求めさせている。補足的財務、統計データでは、賃金支払額、使用原材料費、減価償却費、研究開発費、さらに棚卸資産や有形固定資産に対する減価償却累計額の計算に使用した各方法が全体に占める割合¹³²⁾、有形固定資産の取得時期、振替価格の決定方法の割合などが求められるの

131) FTC の産業分類は、詳細な規定を設けていながらも、その産業分類が実際の経済的市場と合わないという批判が George J. Benston, "The FTC's Line of Business Program: A Benefit-Cost Analysis," *Business Disclosure : Government's Need To Know*, Edited by Harvey J. Goldschmid, McGraw-Hill, 1979, pp. 58-118 でなされている。さらに Benston および Betty Bock, "Line of Business Reporting: A Quest for a Snark," *The Conference Board Record*, November, 1975, pp. 10-19. は、FTC の line of business の決定方法では、他産業の情報が混入し、純粋な産業情報とはならないと批判している。Benston は、政府機関がセグメント別報告を企業に強制するにはまだ問題が多いとして、LB プログラムには反対の立場をとっている。

132) 例えば、棚卸資産評価の割合では、LIFO, FIFO 平均法、その他の評価法が全体の中でどのくらい使用されているかをそれぞれ明記することを求める。

である。

FTC は、このような各情報を各産業ごとに総額で集計した。1974 Form LB が送られた450社は、彼らだけで1974年第4四半期で全米製造企業の有形固定資産総額の68.2%、売上高では52.4%を占める規模であり¹³³⁾、FTC のプログラムにおける、より正確な産業情報を求めようという目的はほぼ達成されたのである。

このように、FTC は SEC 規則に対する不満から独自の LB プログラムで産業情報の収集を追求してゆき個別企業のセグメント別財務報告の基準設定機構からは離脱していったのである。

五 セグメント別財務報告をめぐる基準設定機構 (2) 1973—1977

ここでは、セグメント別財務報告が会計基準として完成した会計基準設定機構の第5段階を検討したい。この段階では、APB にかわり新たに設立された FASB が、SEC の強力な支援を受けてその会計基準設定における中心的役割を果たしていった。FASB が1976年に公表した SFAS No. 14『企業のセグメント別財務報告 (Financial Reporting for Segments of a Business Enterprise)』は、SEC が1969年改正規則でのセグメント別財務報告の内容を SFAS No. 14 に合わせた Regulation S-K を1977年に公表したことで追認された。これによって、セグメント別財務報告が会計基準として最終的な完成をみたのである。この第5段階は、1973年の FASB の設立から1977年に SEC が Regulation S-K を公表してセグメント別財務報告の会計基準設定が最終的に完成するまでの期間である。

1. SEC の FASB 支援体制

FASB は、1973年7月1日から本格的活動を開始した。APB は、合併運動が盛んになる中で求められたセグメント別財務報告をはじめ、重要な会計問題に対して解決を与えること

が出来なかった。さらに1971年に再度発生した投資税額控除における繰延法への統一の失敗もあり、会計士たちは、会計基準設定の状況の改善の必要を強く意識するようになった。FASB の設立は、会計士たちの APB の失敗の経験から導き出した改善へ向けての回答だったのである。

もし、これに失敗すると、会計基準設定に連邦政府あるいは議会が直接的に介入してくるという虞が存在したのである。なおかつ、SEC は民間会計士の会計基準設定を支持するという政策を従来通り維持したとしても、より積極的な介入を行うのではないかとされていた¹³⁴⁾。

そこで AICPA は、自ら改善を図るため、1971年には2つの重要な調査委員会を設置した。これらは、Wheat 委員会および Trublood 委員会であり、民間における会計基準設定を維持するための機構改革の検討ないし公表財務諸表の目的の明確化を各々の使命とし、自主的改革に役立てようとして設置されたのである。

Wheat 委員会は、Francis M. Wheat を委員長に、一年余りの調査活動の後、翌1972年3月に『会計原則設定の研究』とする報告書を AICPA 理事会に提出した。この報告書では、AICPA 会員の中から選ばれたボランティアから構成される APB を、AICPA とは分離して機能する基金の下で、フルタイムでかつ有給のメンバーからなる FASB に置き替えることを勧告した¹³⁵⁾。この勧告は5月の評議会において採択され、すぐに Marshall S. Armstrong を委員長とする準備委員会を設けて実施に移されることになった¹³⁶⁾。この結果、財務会計財

134) "Accounting: A Crisis over Fuller Disclosure" *Business Week*, April 22, 1972, pp. 59-60.

135) "AICPA Directors Urge Adoption of Wheat Study Proposals," *Journal of Accountancy*, May, 1972, p. 9-10. この Wheat 委員会の勧告案は、"Recommendations of the Study on Establishment of Accounting Principles," *Journal of Accountancy*, May, 1972, pp. 66-71. にみられる。

136) "AICPA Adopts Wheat Report on Accounting Standards Board," *Journal of Accountancy*, June, 1972, p. 9.

133) Federal Trade Commission, *Statistical Report—Annual Line of Business Report 1974*, p. 47.

団 (Financial Accounting Foundation: FAF) が AICPA とは別組織として誕生し、この FAF の財務的援助および指導のもとに FASB が実際の会計基準設定に携わる機構が完成した。

AICPA では、他の関係団体からの強い圧力を受けた APB の経験から、彼らをこの新しい FAF=FASB 体制に参加させ、その協力と理解を得ようとした。そのため、FASB の上部団体である FAF の 9 名の協議委員は、AICPA からの 5 名の他、FEI, NAA, AAA, および財務アナリスト連盟の代表者各 1 名から構成されることになった。同時に、FAF の資金も AICPA の他、企業、上記団体から募ることになった¹³⁷⁾。

このような独立性と他団体の招聘は、FASB にもみられ、その設立時の 7 名のメンバーは、元 AICPA 会長で FASB 委員長の Armstrong をはじめとして、Big Eight 会計事務所出身者 3 名および政府規制機関出身者、企業出身者、学界出身者各 1 名¹³⁸⁾と、広く会計基準設定に係わる団体に及んでいる。FASB の定款では、メンバーは以前の職場との関係を断ち、5 年の在任期間中の独立性を保持することになっていたが、現実にはメンバーが FASB 退職後、Big Eight 会計事務所に戻り問題となったこともあり、その独立性は必ずしも守られてはいなかった¹³⁹⁾。

このような、組織上の改革の努力も、FASB

が公表する会計基準の一般的承認を得るためであったが、それも FASB の将来に対する楽観的評価を与えなかった。むしろ、FASB 設立後数カ月を経過した段階では、

「いまや FASB への諸々の圧力は、APB の時以上である。同時に、新しい組織 (FASB) 自身の権力基盤 (power basis) はかなり縮小している。健全な将来を示す状況にはないのである。」¹⁴⁰⁾

という危機感がみられたのである。

けれども、このような時期に、SEC は積極的に FASB の会計基準設定団体としての地位を認める政策を打ち出してきた。1973年10月に開催された AICPA の年次総会において、SEC 委員長 Ray Garret, Jr. は、会計問題の解決を民間に頼るという SEC の政策を強調し、FASB 支持の姿勢を示している¹⁴¹⁾。これは、同年12月の ASR No. 150 の公表へと繋がる。この ASR No. 150 で、「SEC は会計原則および基準の制定ないし改正における統率を民間部門に頼る政策を、FASB を通して継続する」¹⁴²⁾ ことを明確に表明した。

さらに、ASR No. 4 で、会計基準に、「有力な権威の支持」を求めているが、FASB の公表する基準をその支持を有するものと明言したのである。すなわち、

「FASB により Statement あるいは Interpretation の中で公表された基準および実務は、SEC により有力な権威の支持を有するものとみなされ、そのような FASB の公表意見に反するものは、そのような支持をもたないと考えられるであろう

137) この FAF=FASB 体制については、早川、前掲書、第 1 章に詳しい。また、9 名のメンバーは、“Financial Accounting Foundation Appointees,” *Journal of Accountancy*, August, 1972, p. 10, 12. 参照。

138) Armstrong 以外のメンバーは以下の通りである。Donald Kirk (元 Price Waterhouse & Co. のパートナー), Walter Scheutz (元 Peat, Marwick, Mitchel & Co. のパートナー), John Queenan (元 Haskins & Shell のマネージングパートナー, 元 AICPA 会長), Arther Litke (元連邦電力委員会の会計, 財務課長), Robert Mays (元 Exxon Corporation のコントローラー), Robert Sprouse (Stanford 大学教授)。Seilder, *op. cit.*, p. 562.

139) 早川、前掲書、p. 24.

140) Seilder, *op. cit.*, pp. 561-562. Moonitz も AAA の総会において FASB の基準の強制力の欠如を指摘し、SEC の支持の必要性をのべている。“AAA Meets in Quebec,” *Journal of Accountancy*, October, 1973, p. 20.

141) “Garret Backs FASB,” *Journal of Accountancy*, November, 1973, p. 3.

142) Accounting Series Release No. 150—Statement of Policy on the Establishment and Improvement of Accounting Principles and Standards, December 20, 1973 (*Accounting Series Release and Staff Bulletins, as of June 1, 1981*, Commerce Clearing House, Inc., 1981, p. 3271)

う。¹⁴³⁾

としたのである。同時に FASB 以前の CAP および APB の公表した意見書等も、同じ効力を有すると規定している。

この SEC による FASB 支持の明確化は、民間部門である FASB の設定する会計基準の権威を高め、最終的権限を保有する SEC が追認を与えながら FASB に会計基準設定における主導的役割を果たさせる体制の確立を意図したものである。セグメント別財務報告の基準設定過程では、このような SEC の FASB への支援と依存が次においてみるように明確に現われている。FASB の SFAS No. 14 の公表後、SEC がその基準に沿った最終的規則を完成させたのもその表われである。

2. SFAS No. 14 の設定過程

FASB の登場により、長く求められていたセグメント別財務報告の会計基準設定が本格的に開始した。FASB は、1973年から1976年までの3年間をかけ、慎重な検討を加えてその設定を進めていった。その過程においては、特に企業あるいは会計士たちの意見を尊重し、SFAS No. 14 の中にその意見を反映させていった。この設定過程を、その始まりから段階的に分けて次にみてゆきたい。

(1) Technical Agenda の決定

FASB はその設立にあたって、APB から引き続き、あるいは APB が果たし得なかった会計問題の領域を整理し、今後の FASB の具体的活動領域を決定する必要があった。そこで、1973年4月初めに、多くの問題領域から7つを今後すぐに取り組むべきものとして決定した。これは technical agenda (議事項目) と呼ばれ、以下の7つである。

- (1) 外貨換算会計
- (2) 多角化企業による財務報告
- (3) 重要性決定基準
- (4) リース会計
- (5) 災害、自己保険およびカントリーリスクに

付随する将来損失の会計

(6) 研究開発費、開業費および設備移転費等の費用の会計

(7) 財務報告の幅広い質的会計¹⁴⁴⁾

FASB はこの7つの technical agenda において安易なものは選ばなかった¹⁴⁵⁾。セグメント別財務報告も、この段階で早急に解決を図るべき technical agenda として取り上げられた。それは、「SEC が既にこのような財務報告を求めてきており、そのプロジェクトも、セグメント別財務報告の『もし』の段階から『いかに』の段階に急速に移り変わるであろう」¹⁴⁶⁾とみられていたからである。

(2) Task Force の調査活動と Discussion Memorandum の作成

FASB による活動は、1973年5月にメンバーの Litke に率いられた task force (特別専門委員会) を任命し、まず調査研究に入っていた。この task force は、大企業、Big Eight 会計事務所、NYSE、学界等の代表者16名¹⁴⁷⁾ からなっており、幅広く民間からの意見を取り入れようとしていた。

task force の調査活動では、企業のセグメント別財務報告の実務状況の調査と、企業へのインタビュー調査が行われた。実務調査は、AICPA の1973年版 Accounting Trends & Techniques を資料として、1969年—1972年で

144) FASB "News Release, Financial Accounting Standards Board Places 7 Subjects On Initial Agenda," April 5, 1973, *FASB Public Record*, 1977-Vol. 6, pp. 14-17.

145) Seilder, *op. cit.*, p. 563.

146) *Ibid.*

147) Litke を除いた他の15名は学界からの3名の他、Hurdman and Cramstoun, Penny & Co., General Electric Company, NYSE, Arthur Young & Company, General Mills, Inc., Honeywell, Inc., Eastman Kodak Company, Duff, Anderson and Clark, Tectron Inc., Standard Oil of Ohio, Touche Ross & Co., Eaton Corporation の出身者からなる。FASB, "News Release, FASB Task Forces Appointed for Foreign Currency Translation, Reporting By Diversified Companies" May 31, 1973, *FASB Public Record*, *op. cit.*, p. 13.

表 5—1 1969—1972年における600社の株主向け年次報告書にみるセグメント別報告の状況

収益情報の開示				
(開示された情報)	1972	1971	1970	1969
製品群 (product line) 別	218	176	162	152
事業部, 子会社別	140	144	139	117
国外での総売上	115	139	116	103
政府関係への売上	33	44	53	61
特定の産業又は顧客への売上	45	29	54	58
地 域 別	30	20	17	19
計 ^{注)}	581	552	541	510
(企業数)				
収益情報を開示した	382	358	335	319
収益情報を開示しない	218	242	265	281
計	600	600	600	600
利益情報の開示				
(開示された情報)	1972	1971	1970	1969
製 品 群 別	114	83	59	30
事業部, 子会社別	98	88	70	53
国外での総利益	71	97	96	87
政府, 特定の産業, 顧客 への販売に帰因する利益	19	13	17	12
地 域 別	16	12	16	12
計 ^{注)}	318	293	258	194
(企業数)				
利益情報を開示した	281	280	270	225
利益情報を開示しない	319	320	330	375
計	600	600	600	600

注) 1社で何通りかの情報を出しているところもあるため「収益, 利益情報を開示した企業数」とは合わない。

出所) *FASB Public Record 1977—Vol 6, p. 21.*

の600社の株主向け年次報告書におけるセグメント別の収益および利益情報の開示状況を調べている(表5—1)。そのうち、収益情報についての開示は、1969年から半数以上の企業にみられたが、利益情報では1972年になっても半数に達していなかった。収益、利益情報の両者とも年々開示する企業数が増加してきており、特に利益情報ではその増加が顕著にみられた。それは、既にSEC規則が1969年8月14日以降にForm S-1, S-7, 10に、1971年1月1日以降にはForm 10-Kにおいて効力を有することになっていたからである。

報告するセグメントとしては、製品群、事業部等と多様であり、各企業での報告セグメント数も大小さまざまであった。利益情報の内容においても、各企業での違いがみられた。task forceではさらに、利益情報を報告している100社をより詳しく調査したところ、貢献利益から経常利益、税引前あるいは税引後純利益等と各企業ごとで異なる段階の利益を公表していたのである¹⁴⁸⁾。セグメント別財務報告は、株主

148) FASB, "Discussion Memorandum, Financial Reporting for Segments of a Business Enterprise" May 22, 1974, *FASB Public Record, op. cit.*, p. 25.

向け年次報告書において自主的開示で増加する傾向にあったが、そこには統一性がみられなかったのである。

task force では他に、内部情報としてのセグメント別報告をしている企業30社にインタビューを行い、その内部的セグメント別報告が外部報告としてのセグメント別報告にどのように関連をもつかを調査した。内部情報に用いるセグメントとしては、その3分の2が比較的細かな分類である製品群を用いており、残りは法人別、地域別、工場あるいは事業部別を基本単位としていた。外部的にもセグメント別報告をしている29社をみると、そのうち11社では内部情報でのセグメントを外部的には用いず、変更を加えていたのである。その理由は外部へのセグメント別報告に対する彼らの意見をみると明らかになる。30社中25社では外部の情報利用者の意思決定にセグメント別報告は役立つとみていたが、多くはセグメントを細かく分割することには反対であった。それは、資産や共通費の各セグメントへの配賦の問題や競争上の不利が予想され、さらにはセグメントが細かくなるとその分野での経営行動を逐時詳細に報告せねばならず、経営上の意思決定の障害になるからだという¹⁴⁹⁾。

task force ではこのような調査の次に、ディスカッションメモランダム (DM) を作成し、セグメント別情報が企業の財務諸表に含められるべきかを検討し、含められるならばどのような情報を、どのように公表すべきかを決定しようとした。

この DM は、1974年5月22日に、企業や関係者に広く配布され、141通の意見書 (position paper) を得た。そこでは、セグメント別財務報告の必要性は広く認められていたが、当時既に効力を発揮していた SEC 規則以上に詳細な内容とすることには強い反対がみられたのである。特に、セグメント決定を、SEC 規則と同じく経営者の判断に委ねるべきだとの主張が大

勢を占めていた。セグメント別の収益や利益のように SEC 規則にもある項目の公表は支持されたが新たに項目を追加することや貸借対照表ならびに財政状態変動表でのセグメント別表示等は反対されたのである¹⁵⁰⁾。

(3) Exposure Draft の公表

FASB は、task force での調査活動の後、1974年8月初め公聴会を開いた。そして、そこでの意見や、DM に対する意見を検討し、翌1975年9月30日に、Exposure Draft (公開草案) を発表した。この Exposure Draft には233通におよぶ意見書が寄せられた。その多くは、セグメントを決定する上で、その判断を経営者の自由裁量に委ねていることを評価している。しかし、情報規定には反論も多く、特に企業や会計事務所からは詳しい情報規定に対する反対がみられた。

例として、General Electric (GE) の意見をみてみよう。GE の反対する点は次のところである。1. 収益における内部振替を市価に限定すること。2. 貢献利益 (profit or loss contribution) と営業利益 (operating profit or loss) を求めること¹⁵¹⁾、ただし、GE では全ての収益、コスト、資産は各プロフィットセンターに配分してしまうため貢献利益を求める点に反対している。3. セグメントの決定方法として、敢えて「産業」を強調していること。特に、その「産業」を決めるにあたって、「SIC の3桁分類」を参考とするのが役立つであろうとしているのに反発し、SIC は財務報告情報には不適当だとおべている。4. セグメントを産業別に決定する際に、世界的なレベルを対象とすること。対象

150) Robin M. Wagner, "Segmented Reporting," *Management Accounting*, April, 1976, pp. 29-32. 末尾、前掲書、82-85ページ参照。

151) この2つの利益の算出は FASB によると次のようになる。費用を各セグメントに直接跡づけ可能な費用 (traceable cost) と跡づけ不可能な費用 (nontraceable cost) に分ける。そこで、貢献利益 = 収益 - 跡づけ可能な費用とし、営業利益 = 貢献利益 - 跡づけ不可能な費用の配賦額となる。跡づけ不可能な費用は、合理的基準 (reasonable basis) に従って各セグメントに配賦される。

を国内に限定することを主張している。5. セグメント別財務報告を会計士の監査対象とすること。6. 国外での事業活動の情報で運転資本を報告することを求めていること¹⁵²⁾。

次に Peat, Marwick, Mitchel 会計事務所 (PMM) の意見をみてみる。PMM でも GE と同じく SIC の使用に反対している。公表利益の問題も取り上げているが、これは GM とは逆に共通費の配賦を避けて貢献利益の報告が適当だとする。他には、各セグメントのみに関連する資産の開示規定に反対している¹⁵³⁾。これは多くの会計事務所でも同様であった。

上記の GE, PMM ともセグメント決定での SIC 分類の使用に強く反対しているが、これは FTC の意見では、逆に、より強力に準拠させるべきものとなるのである。しかも、より詳細な規定にすべきだという。FTC が、Exposure Draft で触れている SIC 3 桁分類を用いて、1,000 万ドル以上の売上を有するセグメント数を、企業の規模別に調べたところ、トップ 501—600 社の企業では平均で 3.05 であり、8 つ以上になる企業はなかった。しかし、これがトップ 100 社となると、平均で 10.3 になり、先の GE が最高で 32 となった。これにより、Exposure Draft のセグメントの決定方法では、大企業になるほど多くの産業をまとめて「産業セグメント」として報告することになるというのである¹⁵⁴⁾。この FTC の意見は、SEC 改正規則に対してと同様の批判であるが Exposure Draft に対する意見の中で、セグメントの決定をより厳密にすべきだとの意見は主流にはならなかった。FASB は FTC の意見は採用しなかったのである。

GE や PMM がとり上げた批判点の他に、Exposure Draft に対して向けられた批判点には次のようなものがある。1. 国外での事業活動をより詳しく地域別に細分すること。2. 重要

な顧客や政府関連の取引を個別に報告すること。3. 追加的情報として求められていた各セグメント別の運転資本額、有形固定資産額、その減価償却累計額、棚卸資産額、および貸付金や預金等の金融資産額の開示。4. 中間財務諸表へのセグメント別情報の包含。5. 株式非公開企業へのセグメント別財務報告基準の適用¹⁵⁵⁾。これらの批判が SFAS No. 14 にどのように反映されていったかを次にみてみよう。

(4) SFAS No. 14 の完成

FASB では、上記のように各段階を経ること、企業の報告実態の調査をもとに、広く関係者の意見を聞く方針を採ってきた。その結果が、1976年12月に公表された SFAS No. 14 『企業のセグメント別財務報告』であった。この SFAS No. 14 の公表により、同年12月16日以降に始まる会計年度の企業の監査済財務諸表でのセグメント別財務報告が義務づけられることになったのである。

この最終的な SFAS No. 14 では、Exposure Draft に対する批判、特に企業や会計士の批判した点を修正あるいは削除している。その修正点をあげてみると、

1. 国内外を問わず、世界的に事業活動を産業セグメントにまとめることが出来ないならば、国外での事業活動をまとめ、ひとつの産業セグメントとして報告しうる。
2. 報告書類が一般に認められた会計原則に合致するものとして説明されるのでなければ、中間期間でのセグメント別情報は必要ない。
3. 利益情報として、貢献利益を求めず、営業利益のみの開示でよくなった。しかし、その開示を企業が望む場合にはそれを妨げない。
4. 複数のセグメントが共同で使用する資産は、合理的な基準に従って各セグメントに配分される。

155) SFAS No. 14—Financial Reporting for Segments of a Business Enterprise, December, 1976, para. 53-90. (FASB, Financial Accounting Standards, Original Pronouncements, as of June 1, 1981, Commerce Clearing House, Inc., 1981, pp. 921-928.)

152) FASB Public Record, op. cit., pp. 915-922.

153) Ibid., pp. 837-840.

154) Ibid., p. 706.

5. セグメント別情報に関連する持分法適用子会社は、産業あるいは地域別セグメントと事業活動で垂直に統合されるものに限定される。
6. 資産は総額で開示される。
7. 地域別報告においては、国ごとの税率の差などがあるため、利益情報は、営業利益から純利益まで幅をもたせる。
8. 重要な顧客の名称は開示する必要はない¹⁵⁶⁾。

さらに、後に1977年の SFAS No. 18 で、中間財務諸表におけるセグメント別財務報告をやめ、1978年の SFAS No. 21 で株式非公開企業に対する SFAS No. 14 の適用を一時停止して、Exposure Draft に対する批判で挙げられた点に修正を加えてきた。

SFAS No. 14 の内容を要約すると次のようになる¹⁴⁷⁾。産業セグメント別情報としては、収益、営業利益、資産および追加的情報として減価償却、減耗償却および無形固定資産償却の累計総額、資本支出額、持分法適用子会社の持分情報、適用会計原則変更による利益への影響が開示要件となった。地域別には、収益、営業利益、資産および国内からの輸出高情報が求められる。重要な顧客情報としては、その取引説明と売上高が開示要件となっている。

この SFAS No. 14 の設定過程においては、民間の意見の尊重がみられる。調査研究の段階

では企業の実務および意向を把握することが目的となった。DM でのセグメント別財務報告に対する要望調査をもとに作成された Exposure Draft も、企業、会計士という財務報告の作成者の意向を多く盛り込んで緩和されていた。その結果、最終的な SFAS No. 14 では弾力的な内容を多く含むこととなり、セグメントの決定¹⁵⁸⁾および、振替価格や共通費の配賦方法で経営者の判断を重視していくことになった。しかし、FASB の調査研究で示された企業実務における不統一性を減じ、企業に対しセグメント別財務報告とその監査を義務づけることになった点は重要である。

3. SEC の Regulation S-K の完成

SFAS No. 14 の公表の一年後、1977年12月23日に SEC は1969年以来 Form S-1, 10-K など各 Form 別に扱っていたセグメント別財務報告を一本化し、Regulation S-K を新たに制定した。

Regulation S-K は、ASR No. 236『産業セグメントの報告 (Industry Segment Reporting)』として公表され、正式には 17 CFR Part 229「1933年証券法および1934年証券取引法にもとづいて提出する諸様式への標準的指示 Regulation S-K (Standard Instructions for Filing Forms under Securities Act of 1933 and Securities Exchange Act of 1934 - Regulation S-K)」を指し、Regulation S-X と並んで登録企業のディスクロージャーを規定する重要な行政規則である。Regulation S-K は、1933年証券法あるいは1934年証券取引法 Section 12 による登録届出書 (Form S-1, 10等)、1934年証券取引法 Section 13 および15(d)による SEC 向け年次報告書 (Form 10-K 等)、さらに Section 14 での議決権代理行使に関する情報書類に含まれる財務諸表で要求されていない領域のディスクロ

156) David F. Hawkins, *Corporate Financial Reporting-Text and Cases*, Richard D. Irwin, Inc., 1977, p. 687.

157) SFAS No. 14 については次を参照のこと。末尾、前掲書、第2編、第6章、片山寛「FASB ステートメント No. 14 企業のセグメント別財務報告」『企業会計』Vol. 29. No. 3, 1977年3月, 142-146ページ、田辺三夫「米国財務会計基準書第14号」『会計ジャーナル』1977年6月, 74-77ページ、渡邊康良「セグメント別リポーティングの課題」『企業会計』Vol. 29. No. 9, 1977年9月, 86-89ページ、末尾「開示情報としての有用性と制度化への視点」同、Vol. 29. No. 10, 1977年10月, 68-76ページ、伊藤敏「米国会計実践におけるセグメンタル・リポーティング」同, 88-95ページ、前田貞芳「セグメント別財務情報の開示の意義と限界—FASB の見解の分析を通じて」『税経通信』1982年1月, 32-39ページ。

158) SFAS, No. 14 における産業セグメントの決定方法は、SFAS No. 14, para. 11-21 および Appendix D を参照。地域分割については、para. 31-34 を参照。

ジャーに焦点をあてたものである¹⁵⁹⁾。すなわち、それは基本的財務諸表、脚注 (footnote) および附属明細書 (schedules) を規定する Regulation S-X が触れていない財務情報の開示についての規定が中心であり、各 Form で添付される財務諸表以外の開示項目の共通参照規則となっているのである。

この Regulation S-K の制定により、今まで各 Form の規則に別々に含まれていたセグメント別財務報告の規定は、この Regulation S-K の Item 1 に統合されることになった¹⁶⁰⁾。この Item 1 は「事業の説明 (description of business)」であるが、それはさらに、(a) 一般的な事業展開 (general development of business), (b) 産業セグメントについての財務情報 (financial information about industry segments), (c) 説述の事業説明 (narrative description of business), (d) 国内外における事業活動と輸出高についての財務情報 (financial information about foreign and domestic operation and export sales) に分けられる。各 Form はこの Regulation S-K の一般的規定を、部分的あるいは全面的に適用することになる。例えば、Form S-1, 10, 10-K などではその全てを開示することを求められるが、簡易的な登録届出書である Form S-7 や株主向けの情報では Item 1 の (b), (c)(1)(i), (d) のみを適用するだけでよいのである。

この Regulation S-K は、SEC の各 Form の開示規則における統一化を進めるための第一歩として制定されたが、その契機となったのは

前年の SFAS No. 14 の公表にある。SEC は SFAS No. 14 に従った財務諸表のセグメント別財務報告情報と SEC の各 Form のセグメント別財務報告情報の違いをなくすることで、登録企業の負担を軽減するためであると説明しているが¹⁶¹⁾、その目的は会計基準としての SFAS No. 14 の追認にあった。

その追認は、Regulation S-K のセグメント別財務報告を SFAS No. 14 に完全に従属させる形で現われている。例えば、SEC はこの Regulation S-K において、1969年改正規則から使用していた「line of business」の呼称を廃し、SFAS No. 14 で用いられている「産業セグメント (industry segment)」を採用した。また、その決定方法を SEC 自ら示さずに SFAS No. 14 に沿うことを求めているのである。産業セグメントの決定方法においては、翌1978年3月に ASR No. 244『産業セグメントの決定 (Industry Segment Determination)』を公表しているが、そこでは SFAS No. 14 で指示する手続きの紹介と、SEC に提出された Form での SEC としての判断例を示すにとどまっている。すなわち、セグメントの決定を SFAS No. 14 に準拠し、SEC は個別具体的に指導してゆく方針を採用したのである。これはセグメント別財務報告における地域分割の場合も同じであり、その決定方法には敢えて触れていない。

さらに、求める情報として、Item 1 (b) 産業セグメントについての情報において、収益、営業利益、資産情報を求めているが、その他については添付されている監査済財務諸表に頼っている。それは、SFAS No. 14 に準拠して作成されたものである。しかも、この Item 1 (b) および (d) で SEC が求めているセグメント情報

159) 17 Code of Federal Regulation Part 229, §229.1—Application of Regulation S-K.

160) この各 Form の内容を Regulation S-K に統合する動きは1980年の ASR No. 279. の公表によって一層進められた。これによって Regulation S-K の内容と Form 10-K での内容が一致し、他の Form もこの Regulation S-K の内容を参照することになった。この統合化の流れについては次に詳しい。森川八州男「アメリカ会計法制の動向〔下〕—近年における SEC 開示制度の改正」『企業会計』Vol. 35. No. 10, 1983年10月, 65-74 ページ。

161) Accounting Series Release No. 236—Industry Segment Reporting—Adoption of Disclosure Regulation and Amendments of Disclosure Forms and Rules, December 23, 1977 (Accounting Series Release and Staff Accounting Bulletins, pp. 3580-3581.)

は、SFAS No. 14 に準拠した財務諸表で代用することを認め、報告の重複を避けている。

ただし、Item 1(c)で報告セグメントごとおよび全社的に、より詳細な情報を盛り込んだ叙述的事業説明を求めている。報告するセグメントに焦点をあてて説明しなければならない情報としては、(i)類似の製品群あるいはサービス群ごとの収益、(ii)製品またはセグメントの状況、(iii)原材料の購入先等、(iv)特許、商標等の情報、(v)事業の季節性、(vi)運転資本、(vii)重要な顧客の情報、(viii)注文残高、(ix)政府関連契約および(x)事業の競争状況がある。全社的に説明するものには、(i)研究開発費、(ii)重要な顧客情報、(iii)環境問題、(iv)従業員数がある。さらに、上記4項目が企業にとって重要な場合は、その項目に関連するセグメントを明らかにしなければならないとする。

しかし、これら Item 1 (c)の詳細な情報は、産業セグメントの場合も含め、経営者がその重要性を判断して報告すればよいのである。その判断にあたっては、

「その事柄が登録企業に有する意義（例えば、企業の事業活動には相対的に小さな影響しか与えていない事柄が、将来の収益性にとって重要であると経営者に理解されているかどうか）、その事柄の広がり（例えば、それがセグメント情報の多くの項目に現在あるいは将来影響を与えると予想されるかどうか）、およびその事柄の影響（例えば、それがセグメント情報に反映される諸傾向を歪めるかどうか）」¹⁶²⁾

という「量的あるいは質的要因」を経営者が考慮することを求めているだけである。

その結果、詳細な情報は融通性をもたせて企業のディスクロージャー政策にまかせ、重要な収益、利益、資産情報等は SFAS No. 14 を適用させるという形となったのである。SEC のセグメント別財務報告にみられる、このような SFAS No. 14 への依存方針は、FASB の会計基準設定機関としての存在を支援し、セグメント別財務報告基準としての SFAS No. 14 の

権威を確立させたのである。

Regulation S-K は、1978年3月16日以降に始まる会計年度の財務諸表を含む SEC への提出書類から効力を有することになり、「それ以前には、企業がどのくらいの業種 (line of business) に携わっているかを語ることが困難であった」¹⁶³⁾ 状況も解消された。近年、多角経営が単一事業依存よりも企業の業績に大きく貢献することの認識が広まり、新たな合併活動の活発化がみられる。1960年代末から1970年代にかけて、不健全な会計実務が批判され、低迷していたコングロマリット企業も、1980年代に入ってから業績の伸びがみられる。Fortune は、最近トップ 500 社のうち10億ドル以上の売上を有する 334 社を、コングロマリット企業¹⁶⁴⁾ 39社と非コングロマリット企業 295 社に分けて 1983年までの6年間の業績比較をした。そこでは、1981年以降においてコングロマリット企業の業績が非コングロマリット企業の業績を上回ってきたことが報告されている¹⁶⁵⁾。この調査も、1978年以降において企業が公表したセグメント別財務報告の情報を基礎としている。既にセグメント別財務報告は、財務諸表を規定する会計基準によって、さらに SEC の行政規則によって、米国の財務報告制度の中に定着し、多角経営企業の連結財務諸表を補完する重要な情報を提供する役割を果たしているのである。

六 要約と結論

米国会計基準の時代即応的性格は、敏感に企業情報に対する社会的要望を個別会計基準の中に反映させてゆくことを目的として、新たな会計基準の設定あるいはその要望に適合しなくなった会計基準の修正を常時継続させていって

163) Royal Little, "Conglomerates Are Doing Better Than You Think," *Fortune*, May 28, 1984, p. 50.

164) Fortune の定義では、「少なくとも4つの異なる事業に携わり、それらの事業のどれも総売上の50%を超えない企業」をコングロマリットとしている。

165) Little, *op. cit.*, pp. 50-52, p. 56, 60.

162) *Ibid.*, pp. 3594-3595.

る。このような新たな会計基準は、その論理的整合性を中心とする会計基準の探求に比べ、その時代の社会的要望あるいは基準設定過程の現象的側面に敏感なのが現状である。本稿での目的は、このような領域をカバーすることであり、その具体的対象として、セグメント別財務報告における会計基準設定の過程とその時代的背景を検討してきた。

米国におけるセグメント別財務報告の会計基準設定構造は、連結財務諸表制度での設定構造に比して、2つの点で大きな構造的変化が見られる。1つめは、時代的背景としての合併運動の質的变化である。連結財務諸表は、持株会社形態にみられるような同種企業結合の拡大の中でその必要性が主張されてきた。しかし、セグメント別財務報告の場合には、コングロマリット合併という異種企業結合が増大し、これにより企業経営の多角化が拡大したのである。これが企業の連結財務諸表による企業情報を不適切なものとしていったのである。2つめとしては、会計基準設定機構内に、政府、議会あるいは産業界という利害関係集団が強力に介入するようになり、SECにより民間会計士に委ねられていた会計基準設定が非常に政治的となり、会計基準設定の困難さが増大したことである。民間の会計基準設定機関がAPBからFASBへと移行したのも、その困難な状況を乗り切り、会計基準設定を民間会計士の手に維持しておくためであった。

セグメント別財務報告の基準設定過程は、このような設定構造の特質の下で、2つの段階に分けて検討された。この2つの段階においては、民間の会計基準設定機関がAPBからFASBに替わり、前段階でSECにセグメント別財務報告の実施を強力に働きかけていたFTCが、後段階ではSEC規則に対する強い不満から独自の権限において企業にセグメント別報告を強制する方針を採用し、会計基準設定機構から離れてゆくという基準設定機構内の変化がみられた。

さらに、その基準設定過程の性格にも違いがある。すなわち、前段階では合併活動の活発化に関心を寄せる議会やFTCなどの反トラスト機関を中心に、連結財務諸表による企業情報の改善を図ることを目的として、多角化企業にセグメント別情報を要求するという強力な圧力が発生した。一方では、議会や政府機関中心に基準設定が進められることに反発する産業界側の圧力もあり、APBはその会計基準作成を放棄した。その結果、SECが企業ディスクロージャーの一環としてのセグメント別財務報告を模索し、民間会計団体の意向を大幅に取り入れた規則を作成してきたのである。後段階に移行すると、SEC規則の施行、合併運動の鎮静化、FTCが独自のLBプログラムを実施し始めたことにより、政府、議会方面からの圧力は減少したが、APBが果たせなかったセグメント別財務報告の会計基準を設定することが、その任務を引き継いだFASBの重要な仕事となった。FASBは設立後すぐに本格的な取り組みを開始し、その成果としてSFAS No. 14を公表した。SFAS No. 14は、SECがRegulation S-Kを公表することで追認され、セグメント別財務報告の会計基準設定は完成したのである。

現在、設立以来11年を経たFASBは活発な活動を展開しており、リース、合併、年金、繰延税等の会計基準の見直しを図り、新たにコンピュータソフトウェア、国際会計基準等の領域に取り組もうとしている。一方では、会計基準のオーバーロードの問題の解決を求められている¹⁶⁶⁾。しかし、FASBにとっての状況は設立

166) "The FASB's Second Decade: A Focus on 12 Issues," *Journal of Accountancy*, December, 1983, pp. 94-102 参照。

会計基準のオーバーロードの問題は、さらに "FASB Standards: Too Many or Too Few?," *Journal of Accountancy*, February, 1983, pp. 75-76, p. 78, 80. および "Privately Held Businesses: Is There a Standards Overlord?," *Journal of Accountancy*, February, 1983, p. 82, 84, 86, 88, 90, 92, 94, 96. 参照。

当初と同様に厳しく、今後とも産業界や立法機関に代表される社会の要望は、FASB に対する大きな圧力となるとみられている¹⁶⁷⁾。それゆえに、米国の会計を研究するにあたっては、そ

の会計基準設定構造を検討し、その背後に存在する社会的要望ならびに会計基準設定機構における影響関係を知ることがますます重要となってくるのである。

167) "The FASB's Second Decade," *Journal of Accountancy*, November, 1983, p. 86. "The FASB in the 1980s: Standard Setting in a Changing Environment," *Journal of Accountancy*, March, 1982, p. 85.